

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【1 非課税】 1－1 心身に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金のうち、業務に従事することができなかったことによる収益の補償として受けるものは、収益補償であることから非課税ではないとした。 1－2 労働者災害補償保険の給付金を収益補償として収入金額に計上した。 1－3 令和X年中の税制適格ストックオプションの権利行使価額の合計額が1,200万円を超える者に対して、一律に1,200万円までは権利行使時の経済的利益について所得税が課されないとした。	1－1 心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（これらに類するものを含む。）については非課税であり、この損害賠償金等には、その損害に基因して勤務又は業務に従事できなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものも含まれる（所法9①十八、所令30①一）。 1－2 次に掲げるものは、特別法の規定により非課税となる。 (1) 労働者災害補償保険の給付金（労働者災害補償保険法12の6） (2) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法21） (3) 雇用保険の失業等給付（求職者給付・就職促進給付・教育訓練給付・雇用継続給付）（雇用保険法12） 1－3 税制適格ストックオプションの年間の権利行使価額の合計額が1,200万円を超えることとなる場合には、その超える部分の金額が税制非適格となるのではなく、超えることとなった取引全体の金額が税制非適格となる（措法29の2①ただし書）。 600 万円 300 万円 年間の権利行使価額の合計額 1,300万円 -----1,200 万円 ※ 1,200万円を超えることとなる400万円の権利行使分については、税制非適格ストックオプションに該当し、権利行使時の経済的利益に課税される。 ※ 権利行使価額の合計額のうち1,200万円を超える100万円だけが課税されるのではない。 (注) 令和6年分以降の所得税については、年間の権利行使額の上限が、設立後5年未満の株式会社から付与されたものは2,400万円、5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場であるもの又は上場後5年未満であるものから付与されたものは3,600万円に引き上げられた（令和5年以前の年間の権利

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
1-4 業務用の固定資産の損失に対する損害賠償金を事業所得の総収入金額に算入した。 1-5 新型コロナウイルス感染症に関連して、市町村から家計への支援の観点から給付される令和3年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金について、課税されたとした。	<u>行使額の上限は1,200万円）。</u> 1-4 固定資産の損失に対する損害賠償金は非課税となる（所基通9-19）。 ただし、資産損失の必要経費算入額の計算上、損失額から控除される（所法51①、④）。 なお、棚卸資産の損失に対するものは総収入金額に算入する。 1-5 都道府県や市町村から新型コロナウイルス感染症に関連して給付される給付金で次に掲げるものについては、非課税となる（新型コロナ税法4①、新型コロナ税特規2①③）。 (1) 家計への支援の観点から給付される給付金 イ 令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における特別定額給付金給付事業費補助金を財源として給付される給付金 ロ 令和3年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金 ハ 令和3年度の予算又は一般会計補正予算（第1号）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として給付される給付金 (2) 子育て世帯への経済的な影響の緩和の観点から児童扶養手当受給者等の一定の者に対して給付される給付金 イ 令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として給付される給付金 ロ 令和3年11月26日の閣議決定「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」に基づき使用される予備費又は令和3年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金 ただし、持続化給付金や雇用調整助成金など、事業者の営業自粛等に伴う収益の補償や経費の補填として給付される金品等については事業所得等として課税される（所令30本文括弧

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
1-6 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業により資金を借りた場合において、その貸付けに係る債務免除を受けた場合は、当該免除により受ける経済的利益は課税されとした。	書、94①）。 1-6 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業や総合支援資金の特例貸付事業による金銭の貸付けなど、都道府県社会福祉協議会が個人に対して行う金銭の貸付けについて、当該貸付けを受けた者等が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、非課税となる（新型コロナ税特法4③、新型コロナ税特規2④）。 （注）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対してその者の生活費を援助するために行う金銭の貸付けとして一定のものに限る。
1-7 通勤費を加算せずに給与が支給されている場合でも、実際の通勤費が明確にできるときは、その金額は非課税であるとした。	1-7 通勤手当で非課税とされるのは、所得税法で「給与所得を有する者で通勤するものがその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるためのものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの」と規定されている（所法9①五）。 すなわち、給与所得者が通常の給与のほかに通勤手当の支給を受ける場合に限り通勤手当の非課税の取扱いを受けることができるのであり、通常の給与に通勤手当が加算されていない場合には、実際の通勤費が算出できたとしても、当該金額は非課税にならない。
1-8 令和4年中に自治体から受けた認可外保育施設の利用料に対する助成金について、雑所得として課税対象となるとした。	1-8 令和3年分以後の所得税について、保育を主とする国や自治体の実施する子育てに係る次のような助成等については非課税とされた（所法9①十六、所規3の2）。 (1) ベビーシッターの利用料に対する助成 (2) 認可外保育施設等の利用料に対する助成 (3) 一時預かり、病児保育などの子どもを預ける施設の利用料に対する助成 （注）1 上記の助成と一体として行われる生活援助、家事支援、保育施設等の副食

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【2所得の帰属・納税地】 2-1 未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、法定相続分で申告したが、後日、法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合は、相続時に遡及して是正しなければならないとした。 ★ 2-2 A市に住所を有する納税者甲(会社代表者)がB市に所在する不動産を自社に賃貸している。 甲の収入は役員報酬と自社からの賃貸料収入であるが、納税地をB市とした。 2-3 令和5年7月に住所が異動した場合に、納税地の異動届出書を提出する必要があるとした。	費・交通費等についても非課税となる。 2 令和2年分以前は、これらの助成等については原則として課税所得（雑所得）となる。 2-1 未分割の相続財産（不動産）から生ずる収入は、遺産とは別個のものであって、法定相続人各人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものであるから、その帰属につき、事後の遺産分割の影響を受けることはない（最高裁判17.9.8判決）。 なお、遺産分割確定日以後の不動産収入についてはその遺産分割による相続分により申告することとなる。 2-2 納税地は、原則として住所地とされる（所法15①）。 また、住所地又は居所地以外の場所にその営む事業に係る事業場その他これに準ずるものを有する場合は、その住所地又は居所地に代えて、その事業場等の所在地（その事業場等が二以上ある場合には、これらのうち主たる事業場等の所在地）を納税地とすることができる（所法16②）。 なお、賃貸物件の所在地は、事業所とはならない。 2-3 令和5年1月1日以後の納税地の異動又は変更については、届出書の提出が不要となった。 そのため、納税地の異動又は変更がある場合は、異動又は変更後の納税地を記載した確定申告書等を異動又は変更後の納税地を所轄する税務署に提出することにより納税地を変更等することができる。 ただし、年の途中で納税地の異動又は変更がある場合で、国税当局からの各種文書の送付先を異動又は変更後の納税地とする意思があるときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を異動又は変更後の納税地を所轄する税務署に提出することができる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
2-4 不動産所得のある会社員が出国したが、納税地を納税管理人の住所地とした。	2-4 出国する者の納税地は、納税者が国内に住所を有しなくなった時に納税地とされていた場所等であり、納税管理人を定めた場合でも、納税管理人の住所地が納税地とはならない（所法15三～六、所令53、54）。
2-5 不動産所得のある会社員が2年間の予定で外国勤務となり出国したが、納税地を貸付不動産の所在地とした。 なお、家族は引き続き居住している。	2-5 出国する者の納税地は、家族等がその地に引き続き居住している場合には、納税者が国内に住所を有しなくなった時に納税地とされていた場所である。 ただし、家族等がその地に引き続き居住しないときには、不動産所得の基因となる不動産の所在地が納税地となる（所法15四、五、所令53）。
2-6 納税者が死亡したため、その相続人の住所地を被相続人の準確定申告の納税地とした。	2-6 死亡した者に係る納税地は、その相続人の納税地ではなく、死亡した者の死亡時の納税地である（所法16③）。
【3 利子所得】	
3-1 役員等の会社に対する貸付金の利息を利子所得とした。	3-1 利子所得になるのは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得に限られており、役員等の会社に対する貸付金の利子は雑所得（事業から生じたと認められる場合は事業所得）となる（所法23①、所基通35-1(1)、35-2(6)）。
3-2 一般公社債等の利子で、同族会社の株主（特定の同族株主等）が同族会社から支払を受けるものについて、源泉分離課税のため申告不要であるとした。	3-2 平成28年分以後、一般公社債の利子で、同族会社から同族会社の株主に支払われる社債の利子は、源泉徴収された上、利子所得として総合課税の対象となる。 また、令和3年4月1日以後、一般公社債の利子で、同族会社の支配法人から同族会社役員等に支払われる社債の利子についても、源泉徴収された上、利子所得として総合課税の対象とされた（措法3、措令1の4、措規2）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【4 配当所得】 4－1 外国所得税が課されている国外で発行された株式等の配当につき、確定申告を要しない配当か否かを判定する際、外国所得税額控除前の金額で判定した。 4－2 確定申告をしないこととした上場株式等や少額配当等に係る配当所得について、更正の請求ができるとした。 4－3 上場株式の配当を申告する際（大口株主等でない。）に、源泉徴収された税額の全てを所得税の計算上、源泉徴収税額として差し引いた。	4－1 上場株式等以外の国外で発行された株式等の配当につき外国所得税が課されている場合には、これを控除した後の金額について、支払を受けるべき1回の配当金額が、10万円に配当期間の月数を乗じ12で除した金額以下であるかどうかを判定する（措法8の5①一、9の2③⑤）。 4－2 確定申告をしないこととした上場株式等及び少額配当等に係る配当所得は、更正の請求をすることはできない（措法8の5①、平成4年12月2日裁決）。 （注）1 少額配当等とは、1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が次により計算した金額以下であるものをいう。 $10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数} \div 12$ （最高12か月） 2 決定処分を行う場合においても、これらの配当所得は含めないで計算することとなる（措法8の5②）。 4－3 平成26年1月1日以後、上場株式等の配当等の支払を受ける際には所得税（復興特別所得税を含む。）15.315％・住民税5％の割合で源泉徴収されている。したがって、確定申告に当たり、所得税の納付税額は、所得税の源泉徴収税額のみ差し引いて計算し、住民税は差し引かない（措法9の3、平20改措法附則33②、復興財確法28）。 （注）1 住民税の5％は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の「配当割額控除額」欄に記載する。 2 大口株主等とは、上場会社等の発行済株式等の3％以上を保有する個人をいう。 なお、令和5年10月1日以降に支払を受けるべき配当等については、同族会社である法人との合計で上場会社等の発行済株式等の3％以上を保有する個人をいうことに留意する。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
4-4 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）について申告する場合は、総合課税のみであるとした。 ★ 4-5 上場株式等の配当について確定申告する場合には、全ての銘柄について申告しなければならないとした。 【5不動産所得】 5-1 家賃の金額を巡る係争に係る供託金を不動産所得の収入に計上しなかった。 5-2 アパートが2人以上の共有とされている場合、共有持分であん分した後で貸付けの規模を判定した。★	4-4 上場株式等の配当等（大口株主でない。）を申告する場合は、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択することができる。この場合、申告する上場株式等の配当等の全てについて、総合課税と申告分離課税とのいずれかを選択する必要がある（措法8の4）。 （注）申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はない（措法8の4①）。 4-5 上場株式等の配当について申告するか否かは、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに判断すればよい（措法8の5④）。 なお、上場株式等の配当等（大口株主でない。）については、確定申告をせずに、源泉徴収だけで課税関係を終了することができる（措法8の5①）。 5-1 契約の存否の係争に係る供託金については、判決等があるまで収入に計上しなくてよいが、家賃の金額の増減の係争に係る供託金については、支払日等の属する各年の不動産所得の収入金額となる（所基通36-5(1)(2)ただし書）。 5-2 不動産が2人以上の共有とされている場合であっても、当該不動産の全体の貸付けの規模で判定する。 ※ 規模判定の形式基準（所基通26-9） ○ アパート等 独立した室数がおおむね10室以上 ○ 独立家屋 おおむね5棟以上

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い

正しい取扱い

○ 課税上の主な取扱いの差異

	事業的規模	事業的規模に至らない規模
資産損失 (取壊し、除却、滅失等)	損失の金額を損失の生じた年分の必要経費に算入する（所法51①、所令142、143、所基通51－2）。	損失の金額を損失の生じた年分の不動産所得を限度として必要経費に算入する（所法51④、所令142、143、所基通51－2）。（注1）
資産損失 (貸倒損失)	賃貸料等の貸倒れによる損失は、貸倒れが生じた年分の必要経費に算入する（所法51②）。	賃貸料等の回収不能による損失は、その収入が生じた年分に遡って収入金額がなかったものとみなす（所法64①）。（注2）
青色事業専従者	青色専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、その年分の必要経費に算入する（所法57①）。	適用なし
事業専従者控除	専従者1人につき最高50万円（配偶者である専従者については最高86万円）を必要経費に算入する（所法57③）。	適用なし
青色申告特別控除	一定の要件を満たす場合には、最高55万円又は65万円の控除が受けられる（措法25の2③④）。	最高10万円の控除となる（措法25の2①）。

（注1） 災害等による損害は、選択により雑損控除の対象とすることができる。

（注2） 収入がなかったものとみなされる金額は、次のうち最も低い金額となる（所令180②、所基通64－2の2）。

① 回収不能金額

② 所法64条適用前の課税標準の合計額

③ ②の計算の基礎とされた不動産所得の金額

【6譲渡所得】

6－1 法人に対し譲渡所得の起因となる資産を低額で譲渡した場合に、所得税の課税上の問題はな

いと

した。

6－2 特許権、実用新案権などの工業所有権や著作権の譲渡があった場合において、取得の日以後5年以内に譲渡されたものは短期譲渡所得として総所得金額を算定した。

6－3 外国会社から100％日本子会社の従業員等に付与されたストックオプションの権利行使に係る経済的利益やリストラクテッド・ストック（譲渡制限付株式）の譲渡制限解除に係る株式取得に係る利益を、株式等の譲渡所得とした。

★

6－1 法人に対し譲渡所得の起因となる資産を時価の2分の1未満（無償も含まれる。）の価額で譲渡した場合、時価によって譲渡したものとみなして課税される（所法59①、所令169）。

6－2 自己の研究の成果である特許権その他の工業所有権や自己の著作に係る著作権等は、5年以内に取得したものであっても長期譲渡所得として算定することとなる（所法33③一 括弧書、所令82一）。

6－3 外国会社から100％日本子会社の従業員等に付与されたストックオプションの権利行使に係る経済的利益やリストラクテッド・ストックの譲渡制限解除に係る株式取得の利益に係る所得は、原則として給与所得となる。

ただし、特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が、当該特定譲渡制限付株式等を交付された者の退職に起因して解除されたと認められる場合は、退職所得となる（所法28、36、所基通23～

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【7 退職所得】 7－1 退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得とした。 7－2 解雇予告手当を一時所得とした。 7－3 役員としての勤続年数が4年の納税者が、役員勤続年数に対して支払を受けた退職金について、以下のとおり退職所得の金額を計算して申告した。 【計算式】 $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$ 7－4 非居住者が支払を受ける退職手当等について、退職所得の選択課税により還付を受けようとするときは、退職手当等の総額が確定していても、その年の翌年1月1日以後にしか申告書を提出できないとした。★	35共－5の2、23～35共－6）。 7－1 退職所得の収入時期は、原則としてその支給の基となった退職日による。ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日とされる（所基通36－10本文及び(1)）。 7－2 解雇予告手当は、解雇すなわち退職を原因として一時に支払われるものであるから、退職手当等に該当する（所基通30－5）。 7－3 平成25年分以後は、役員等勤続年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下である納税者が、その役員等勤続年数に対応して支払を受ける退職金については、以下のとおり退職所得の金額を計算する（所法30②④）。 【計算式】 $\text{収入金額} - \text{退職所得控除額} = \text{退職所得の金額}$ なお、令和4年分以後は、勤続年数5年以下の役員等以外の退職手当（短期退職手当等）についても、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については2分の1課税を適用しない（所法30②④）。 【計算式】 ・ $\text{収入金額} - \text{退職所得控除額} \leq 300\text{万円}$ の場合 $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$ ・ $\text{収入金額} - \text{退職所得控除額} > 300\text{万円}$ の場合 $150\text{万円} + \{ \text{収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}) \} = \text{退職所得の金額}$ 7－4 退職所得の選択課税により還付を受けようとするときは、退職手当等の総額が確定していれば、その年の翌年1月1日前であっても確定した日以後に申告書を提出することができる（所法171、173①本文括弧書）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<u>7-5 非居住者となったことから脱退一時金を請求し、支払を受けた納税者が、再度入国し居住者となった場合に、非居住者でないことから退職所得の選択課税の申告書の提出はできないとした。</u>	<u>7-5 所法173において、退職所得の選択課税をする場合、「その者」は選択課税申告書を提出できると規定されてため、申告書提出時において居住者となっている場合も提出可能である。</u>
7-6 給与所得者が定年退職した年分の確定申告において、退職所得については、退職所得の受給に関する申告書を提出し、退職所得の全部について適正に源泉徴収が行われている場合には、確定申告書への記載は不要であると指導した。 ★	7-6 退職金等の支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、退職金等の支払者が所得税額及び復興特別所得税額を計算し、その退職手当等の支払の際、退職所得の金額に応じた所得税等の額が源泉徴収されるため、原則として確定申告は不要である（所法121②）。 しかしながら、退職所得のある者が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要がある（所法120、122）。
【8一時所得】	
8-1 一時払養老保険（源泉分離課税の対象とならないもの）の保険料を支払うために借り入れた借入金の利息について、一時所得の計算上控除しなかった。	8-1 保険金等に係る一時所得の計算上、保険料又は掛金の支払に充てられたことが明らかな借入金に係る利息は控除する（所法34②）。
8-2 長期損害保険契約の満期返戻金が支払われたが、店舗に係るものであることを理由に事業所得の収入金額に該当するとした。	8-2 損害保険契約に基づき受領する満期返戻金は、業務に係るものについても一時所得に該当するものとして取り扱う（所基通34-1(4)）。 なお、長期損害保険契約に係る支払保険料については、業務に係る各種所得の計算上、積立保険料として資産計上する部分とその年分の必要経費に算入する部分とに区分されており、一時所得の計算上、既に各種所得の計算上必要経費として算入された部分の金額については、再度必要経費として控除することはできないので、積立保険料部分のみを控除することとなる（所基通36・37共-18の2、18の6）。
	【計算式】 $\text{一時所得の金額} = \frac{\text{満期返戻金の額}}{\text{満期返戻金の額}} \left(\begin{array}{l} \text{「支払保険料の総額」} \\ - \text{「各種所得の計算上必要経費に算入した金額」} \end{array} \right) - 50\text{万円}$

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
8-3 借家人が受ける立退料について、全て一時所得とした。	8-3 借家人が受ける立退料は、①借家権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得とされる（所令94、95、所基通33-6、34-1(7)）。
8-4 法人からの贈与により取得する金品は、全て一時所得に該当するとした。	8-4 法人からの贈与により取得する金品であっても、業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものについては、一時所得に該当せず、事業所得又は雑所得となる（所基通34-1(5)）。
8-5 国民年金や厚生年金の受給を受けている者が、受け取るべき年金の給付を受けずに死亡した場合（未支給年金）において、遺族が受領した一時金（遺族年金とは異なる）は相続財産であるから、申告しなくてもよいとした。	8-5 国民年金や厚生年金に係る未支給年金の受給請求権は、遺族に認められた固有の権利であり、これに基づき受領した一時金は相続財産には該当せず、当該遺族の一時所得に該当する（国民年金法19①ほか、所基通34-2、最高裁平7.11.7判決）。
8-6 国民年金等の加入者で支給開始年齢前に死亡した場合に、遺族が受け取った死亡一時金を一時所得とした。	8-6 国民年金等の加入者の遺族が受け取る一時金であっても、次のものは非課税となる。 (1) 死亡一時金 一定の期間、国民年金等の被保険者であった者等が年金の支給を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金 (2) 遺族一時金 国民年金基金加入者が年金を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金（国民年金法25、133ほか）
【9雑所得】	
9-1 過去に遡及して公的年金等の支払を受けた場合、その全てについて、支払を受けた年分の収入とした。	9-1 年金については、その支給の基礎となった法令に定められた支給日が収入すべき時期とされているため、前年分以前の期間に対応する年金が一括して支給された場合は、年分ごとに区分して収入金額を計算する（所基通36-14(1)）。
9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字を公的年金等の所得から差し引かなかった。	9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字は公的年金等の所得から差し引くことができる（所法35②）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9-3 公的年金等受給者であっても、第3期分の税額がある場合には納税義務が発生することから、必ず確定申告書を提出しなければならないとした。	9-3 公的年金等に係る雑所得の収入金額が400万円以下（所法203の7により源泉徴収等を要しないものを除き、その公的年金等の全部について源泉徴収された又はされるべき場合に限る。）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告書の提出を要しない（所法121③）ため、この場合、第3期分の税額があっても確定申告書を提出しなくてよい。 （注）所得税の確定申告書の提出が不要であっても、住民税の申告は、原則として必要となる（問9-4参照。）。
9-4 所得税の申告不要制度の適用を受けた公的年金等受給者に対して、住民税の申告も不要であると説明した。	9-4 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する場合であっても、住民税には申告不要制度がないため、住民税の申告が必要となる（地方税法317の2①本文）。 ただし、給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、申告において各種所得控除等の適用を受けない者又は所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち市町村の条例で定めるものについては住民税の申告は必要ない（地方税法317の2①ただし書）。
9-5 確定申告書の撤回を申し出た公的年金等受給者に対して、一度申告したものは撤回ができないと指導した。★	9-5 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する者が、当初申告において第3期分の税額が記載された確定申告書を提出した場合で、後日、当該申告書を撤回したい旨の書面による申出があったときは、その申出の日に当該申告書の撤回があったものとし、当該申告書に係る第3期分の税額を還付するとして取り扱うこととされている（所基通121-2）。 なお、撤回後は無申告となるため、後日、申告漏れ等が判明した場合には、無申告加算税が賦課されることとなる。 また、撤回できるのは納付の申告書だけなので、当初申告書が還付であった場合、法定申告期限後に修正申告等により納税となっても、当該当初申告書の撤回はできない。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9-6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された者を、他の者が確定申告において扶養親族としていたため、当該公的年金等の受給者が扶養控除を適用せずに確定申告書を提出しようとしたが、所得税の申告不要制度に該当するため、確定申告書の提出は不要であると指導した。★	9-6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した扶養親族等を、他の納税者において扶養親族として控除する場合には、申告不要制度の適用対象者であっても、確定申告書を提出しなければならない（所法85⑤、所令218①、219①）。
9-7 令和X年分の公的年金等に係る収入金額が400万円以下で、他に公的年金等以外の個人年金収入が50万円（控除すべき掛金の額が40万円）、シルバー人材センターの収入25万円（実額経費5万円）がある者は、家内労働者等の特例を適用するために、確定申告の必要があるとした。★	9-7 シルバー人材センターからの収入は雑所得に該当し、家内労働者等の所得計算の特例により、収入から55万円（令和元年前までは65万円）を控除することができるが、この特例は確定申告書の提出を要件として適用するものではない（措法27、措令18の2）。 したがって、特例適用後の所得金額が20万円以下となる場合、確定申告不要である。 事例の場合、以下のとおり公的年金等以外の雑所得の金額が20万円以下となるため申告不要である。 (1) 公的年金等以外の個人年金 50万円－40万円＝10万円 (2) シルバー人材センター 25万円－（55万円－40万円）＝10万円
9-8 公的年金等の収入金額160万円（控除額110万円）、シルバー人材センターからの収入金額10万円（実額経費1万円）、個人年金の収入金額40万円（掛金30万円）の者について、シルバー人材センターからの収入金額に対しては、措法27を適用して10万円を必要経費の額とし、雑所得金額を次のとおり算出した。 公的年金 160万円－110万円＝50万円 シルバー人材センター 10万円－10万円＝0円 個人年金 40万円－30万円＝10万円 雑所得の金額 60万円	9-8 雑所得の必要経費の実額は、シルバー人材センターからの収入金額に対する必要経費1万円と、個人年金の掛金30万円の合計額31万円であり、55万円を超えていないことから家内労働者等の所得計算の特例を受けることができる（措法27、措令18の2②一）。 また、本件特例の適用額は、雑所得等の総収入金額（公的年金等に係るものを除く。）を限度とするとされている（措法27）ことから50万円となり、公的年金等に係るものを除く雑所得の金額は0円となる。 この場合の雑所得の金額は、公的年金等の収入金額（160万円）から公的年金等控除額（110万円）を控除した金額50万円となる。 必要経費（実額）1万円＋30万円＝31万円＞55万円 特例の適用額 10万円＋40万円＝50万円 （公的年金等以外の雑所得等の総収入金額を限度）

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9-9 平成24年1月1日以後に行われた店頭デリバティブ取引等に係る所得について、総合課税で申告するよう指導した。	公的年金等 160万円－110万円＝50万円 雑所得の金額 50万円 9-9 平成24年1月1日以後に行われる店頭デリバティブ取引等に係る所得については、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に申告分離課税で申告することとなる。 ただし、平成28年10月1日以後に行う先物取引について、商品先物取引業者、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）又は登録金融機関以外の者を相手として行う店頭デリバティブ取引は、総合課税の対象となる（措法37の12の2②一、41の14）。
9-10 国民年金120万円と公的年金等に該当する米国年金200万円の収入がある者に対し、公的年金等に係る収入金額が400万円以下であるため、公的年金等に係る申告不要制度を適用し、確定申告書の提出は不要であると指導した。	9-10 源泉徴収の対象となっていない公的年金等がある場合には、公的年金等に係る申告不要制度は適用できない（所法121③）。 事例の場合、日本国内の源泉徴収義務者を通さずに支払われる米国年金は源泉徴収の対象となっていないため、公的年金等に係る申告不要制度は適用できない。ただし、所得税額等を計算した結果、確定申告を要しない場合もある（給与所得についても同様に、源泉徴収の対象外とされている給与等がある場合には、給与所得に係る申告不要制度を適用できない。問30－5参照）。
9-11 令和2年分以後の給与所得と公的年金等に係る雑所得がある者の公的年金等に係る雑所得の金額を計算する場合において、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」を計算する際、所得金額調整控除後の給与所得により計算した。★	9-11 公的年金等に係る雑所得の金額を計算する場合における「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」とは、公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額とされているため、措法41の3の11②（給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する者の場合）の規定による所得金額調整控除の適用はないものとして計算することとなる。 したがって、事例の場合、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」の計算の際には、所得金額調整控除前の給与所得により計算する（所法35④、所基通35－8）。 なお、措法41の3の11①（子ども・特別障害者等を有する者等の場合）の規定による所得金

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【10収入金額】 10－1 棚卸資産を知人に低廉譲渡した場合、実質的に贈与したと認められる金額を収入金額に加算しなかった。 10－2 販売業者が、広告宣伝用の資産である陳列棚（製造業者の製品名、社名が表示）を無償で取得したが、経済的利益はないものとした。 10－3 消費税の経理処理について税抜経理方式を適用している者が、仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と、納付あるいは還付される消費税等とに差額が生じたが、雑収入又は必要経費に算入しなかった。 10－4 事業所得者が国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合した固定資産を取得した場合、受け取った国庫補助金等は税金の計算上何ら影響はないとした。	額調整控除を適用する場合は、所得金額調整控除後の給与所得で計算する。 10－1 棚卸資産を著しく低い金額で譲渡した場合には、次の算式により計算される実質的に贈与したと認められる金額が収入金額に加算される（所法40①二、所基通39－1、40－2、40－3）。 $\text{実質的に贈与したと認められる金額} = \left(\text{通常} \begin{array}{c} \text{の} \\ \text{販売価格} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{おおむね} \\ 70\% \end{array} \right) - \text{譲渡価額}$ 10－2 販売業者等が広告宣伝用資産（自動車、陳列棚、冷蔵庫等）を無償又は低額で取得した場合には、次の額が経済的利益とされる（所基通36－18）。 $\text{経済的利益} = \frac{\text{取得資産の価額}}{\left(\begin{array}{c} \text{製造業者等の取得価額} \end{array} \right)} \times \frac{2}{3} - \frac{\text{取得のために支出した金額}}{\text{取得のために支出した金額}}$ ※ 上記利益の額が30万円以下であるときは、経済的利益はないものとされる。 10－3 税抜経理方式を適用している場合、消費税額の差額は、その課税期間に対応する年の雑収入又は必要経費に算入することとなる（平元・3.29直所3－8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」6）。 10－4 個人が国庫補助金等の交付を受け、当該国庫補助金等により、その交付の目的に適合した固定資産を取得又は改良した場合で、当該国庫補助金等の返還を要しないことがその年の12月31日までに確定した場合には、当該国庫補助金等のうち、その固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、総収入金額に算入しないこととされている（所法42①）。 この取扱いを受ける場合、国庫補助金により取得等した固定資産（減価償却資産）に係る減価償却費の計算は、当該国庫補助金相当額を控除した取得価額を基礎として行うこととなる

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い												
10－5 平成21年に成立した任意組合の組合員の組合事業に係る所得の計算方法について、総額方式しか認められないと指導した。	(所令90一)。 10－5 平成24年8月30日以後に成立する任意組合等の組合員の組合事業に係る所得の計算方法については、原則として、中間方式又は純額方式による計算は認められないこととされ、総額方式により計算することが困難、かつ、継続して中間方式又は純額方式により計算している場合のみ、中間方式又は純額方式により計算することが認められている（所基通36・37共－20）。 したがって、平成21年に締結された組合契約により成立した任意組合の組合員の組合事業に係る所得の計算方法については、従前通り継続して中間方式又は純額方式により計算している場合は、その計算方法で計算することができる。												
10－6 一定の条件が付された譲渡制限付株式の付与を受けた個人が、令和2年6月1日（譲渡制限が解除される日前）に死亡し、その後の取締役会において譲渡制限が解除された場合、譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税するとした。	10－6 譲渡制限付株式を付与された個人が、令和2年4月1日以後に死亡した場合、当該譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税する（所令84①二、109①二、令2改所令附則4①、所基通23～35共－5の3、23～35共－6、23～35共－6の2）。												
《譲渡制限付株式の発行を受けた個人が死亡した場合の課税関係》 <table><tr><th>死亡した日</th><th>令和2年3月31日以前</th><th>令和2年4月1日以後</th></tr><tr><td>契約内容</td><td></td><td></td></tr><tr><td>譲渡制限が、個人が死亡した日に自動的に解除されることとされているもの</td><td>個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税</td><td>個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税</td></tr><tr><td>譲渡制限が、個人が死亡した日後に行われる取締役会等により譲渡制限が解除されることとされているもの</td><td>譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税</td><td></td></tr></table>		死亡した日	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後	契約内容			譲渡制限が、個人が死亡した日に自動的に解除されることとされているもの	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税	譲渡制限が、個人が死亡した日後に行われる取締役会等により譲渡制限が解除されることとされているもの	譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税	
死亡した日	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後											
契約内容													
譲渡制限が、個人が死亡した日に自動的に解除されることとされているもの	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税											
譲渡制限が、個人が死亡した日後に行われる取締役会等により譲渡制限が解除されることとされているもの	譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税												
【11必要経費】 11－1 所得補償保険の保険料を事業所得の必要経費とした。 （注）所得補償保険とは、被保険者が傷害又は疾病により勤務（業務に従事）できなかった期間の給与補償（所得補償）として受領する損害保険契約に基づく保険金をいう。	11－1 事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険の保険料は必要経費にならない（所基通9－22（注））。 なお、保険金を受け取った場合には「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として非課税所得とされる（所基通9－22）。												

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-2 業務の用に供されている建物に係る農協の建物共済、長期総合保険などで積立部分のある損害保険料全額を業務に係る所得の必要経費に算入した。	11-2 積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所基通36・37共-18の2）。
11-3 事業を営む者が、生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合、その建物に係る減価償却費、固定資産税等について、事業を営む者の必要経費に算入することはできないとした。	11-3 事業を営む者が生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合であっても、その対価の授受があったとしたならば、その資産を所有する親族の各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額を、その事業を営む者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる（所法56、所基通56-1）。
11-4 事業の用に供する建物を購入する際に支払った購入手数料について、事業所得の必要経費に算入した。	11-4 減価償却資産を購入する際に支払った購入手数料は、減価償却資産の取得価額に算入する（所令126①一）。
11-5 店舗や事務所などの不動産の所有権保存又は抵当権設定のために支出する登録免許税を取得価額に算入した。	11-5 業務用資産に係る登録免許税（登録に要する費用を含む。）は、特許権のように登録により権利が発生する資産や自動車のように業務の用に供するための登録を要するものを除いて、取得価額に算入せず、全額必要経費に算入する（所基通37-5、49-3）。 （注）1 船舶、航空機、自動車のように業務の用に供するための登録を要する資産に係るものについては、取得価額に算入するか必要経費とするかの選択が可能である（所基通49-3(2)）。 2 相続等により取得した業務の用に供される資産に係る登録免許税等についても、必要経費に算入する（所基通37-5(注)1）。
11-6 一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して、他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金は、取得価額に算入しなければならないとした。	11-6 必要経費に算入されたものを除き、取得した固定資産の取得費又は取得価額に算入する（所基通38-9の3）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11－7 平成24年4月1日から同年12月31日までの間に取得した減価償却資産の定率法の償却率については、必ず200%定率法（改正前は250%定率法）によらなければならないとした。	11－7 平成24年4月1日から同年12月31日までの間に取得した減価償却資産については、同年3月31日以前に取得したものとみなして、改正前の償却率により償却費の計算を行うことができる（平23改所令附則2②）。 また、平成24年3月31日以前に取得した定率法を採用する減価償却資産については、平成24年分の確定申告期限までに届出書を提出することにより、改正後の償却率により償却費の計算等を行うことができる（所令120の2①二ロ、平23改所令附則2③）。 （注）平成28年4月1日以降に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止され、平成28年分以降の所得税について適用される（所令120の2、平28改所令附則8①）。
11－8 店舗併用住宅について、未償却残高を計算する際、「取得価額－必要経費算入額」とした。	11－8 未償却残高の額は、次の計算式のとおり 【計算式】 $\text{未償却残高} = \text{取得価額} - \begin{matrix} \text{自宅部分も含めた} \\ \text{その年分までの減} \\ \text{価償却費の累計額} \end{matrix}$
11－9 被相続人が平成9年中に取得した建物を平成27年に相続し、事業の用に供した。 相続により取得した減価償却資産については、取得時期、取得価額を引き継ぐ（所令126②）ので、平成10年3月31日以前に取得した建物として旧定率法の選択ができるとした。	11－9 建物の償却方法は、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされている（所令120①一、120の2）が、この取得には相続（限定承認に係るものを除く）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）又は贈与も含まれる（所法60①、所基通49－1）。 （注）1 事例の場合、旧定率法の選択はできず、定額法によることとなる。 2 相続等により取得した減価償却資産の取得価額は、当該減価償却資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなした場合における取得価額に相当する金額となる（所令126②）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																										
11-10 居住用家屋（非業務用資産）を取り壊して店舗を建築した際、居住用家屋の取壊し費用を店舗の取得価額に算入した。★	11-10 取り壊した建物が居住用家屋（非業務用資産）であるため、家事費となり、必要経費に算入できない（平28. 3. 3 裁決）。 【参考】 資産損失・立退料・取壊し費用（原則的取扱い） <table><tr><th rowspan="2">従来から所有している建物の状況</th><th rowspan="2">取壊しの目的</th><th colspan="3">左の場合の取扱い</th></tr><tr><th>資産損失</th><th>立退料</th><th>取壊し費用</th></tr><tr><td rowspan="2">業務用資産</td><td>譲渡目的</td><td>譲渡費用</td><td>譲渡費用 (所基通33-7②)</td><td>譲渡費用 (所基通33-7②)</td></tr><tr><td>譲渡目的以外</td><td>必要経費</td><td>必要経費</td><td>必要経費</td></tr><tr><td rowspan="2">非業務用資産</td><td>譲渡目的</td><td>譲渡費用</td><td></td><td>譲渡費用</td></tr><tr><td>譲渡目的以外</td><td>家事費</td><td></td><td>家事費</td></tr></table>	従来から所有している建物の状況	取壊しの目的	左の場合の取扱い			資産損失	立退料	取壊し費用	業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用 (所基通33-7②)	譲渡費用 (所基通33-7②)	譲渡目的以外	必要経費	必要経費	必要経費	非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用		譲渡費用	譲渡目的以外	家事費		家事費
従来から所有している建物の状況	取壊しの目的			左の場合の取扱い																							
		資産損失	立退料	取壊し費用																							
業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用 (所基通33-7②)	譲渡費用 (所基通33-7②)																							
	譲渡目的以外	必要経費	必要経費	必要経費																							
非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用		譲渡費用																							
	譲渡目的以外	家事費		家事費																							
11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合、業務の用に供していた建物の取壊し損（建物本体の損失）を全額必要経費として、赤字申告した。	11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合は、資産損失を控除する前の所得金額が限度となる（所法51④）。																										
11-12 青色申告者である飲食業を営む納税者が、令和5年12月X日にドローン30個（取得価額@9万円：総額270万円）及びマイニングマシン10台（取得価額@25万円：総額250万円）を購入し、同日から当該資産の販売会社に貸付けをした。 当該資産は、少額の減価償却資産（所令138）や少額減価償却資産（措法28の2）に該当するとして、その全額を令和5年分の必要経費に算入した。	11-12 令和4年4月1日以降に取得等した減価償却資産で貸付けの用に供したもの（主要な業務として行う貸付けに供するものを除く。）については、少額の減価償却資産（所令138）、一括償却資産（所令139）及び少額減価償却資産（措法28の2）に該当しない。 したがって、令和5年12月X日に取得した資産については、その取得価額の全額を令和5年分の必要経費に算入することはできず、それぞれの耐用年数に基づく減価償却費を計算した金額が必要経費となる。 なお、令和4年3月31日以前に取得等した場合については、従前のとおり、貸付けの用に供したものであっても、少額の減価償却資産（所令138）、一括償却資産（所令139）及び少額減価償却資産（措法28の2）に該当することに留意する（令4改所令附則4、令4改措法附則31）。 【参考】 次の場合は、主要な業務として行われる貸付けに該当するため、少額の減価償却資産等について、その取得価額の全額を必要経費に算入できる（所規34の2①）。																										

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	1 当該居住者に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の業務の用に専ら供する資産の貸付け 2 継続的に当該居住者の経営資源（業務の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、業務に関する当該居住者又はその従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる業務としての資産の貸付け 3 当該居住者が行う主要な業務に付随して行う資産の貸付け
11－13 令和X年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について、一括償却資産として申告（3分の1の金額を必要経費算入）したが、その翌年にその一部を除却したので、その未償却残高を除却損として必要経費に算入した。★	11－13 一括償却資産としたものについては、その年以後にその全部又は一部につき滅失、除却等（譲渡した場合を含む。）の事実が生じたときであっても、業務の用に供した日以後3年間にわたって、その取得価額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入（事業廃止及び死亡の場合を除く。）することとなる（所令139、所基通49－40の2）。
11－14 令和X1年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について一括償却資産として申告（3分の1の金額を必要経費算入）したが、その翌年の令和X2年に納税者が死亡した場合、取得価額の3分の1をその者の令和X2年分の必要経費とし、残額については必要経費算入できないとした。	11－14 一括償却資産の規定の適用を受けている者が死亡し、その規定に従い計算される金額のうち、その死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その金額はその者の死亡した日の属する年分の必要経費に算入する。 ただし、その者が死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額があり、かつ、その者の業務を承継した者がある場合のその金額の取扱いは、一括償却資産の規定に従い計算される金額を限度として、次によることとして差し支えない（所基通49－40の3）。 (1) その者の死亡した日の属する年 その者の必要経費に算入する。 (2) その者の死亡した日の属する年の翌年以降の各年分 その業務を承継した者の必要経費に算入する。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11－15 令和4年4月以降、中小事業者（常時使用する従業員の数が500人以下である青色申告者）が、26万円のパソコン11台と23万円のパソコン1台（合計309万円）を購入、使用した。 これらのパソコンを、少額減価償却資産として、全額、令和4年分の必要経費に算入した。	11－15 中小事業者が、平成18年4月1日以後、令和8年3月31日までに30万円未満の少額減価償却資産（少額な減価償却資産、一括償却資産の適用を受けるもの及び貸付けの用に供したもの（主要な業務として行われるものを除く。）を除く。）を取得等した場合で、その年に取得等した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度として必要経費に算入する（措法28の2①、措令18の5①）。 事例の場合、286万円（26万円×11台）は必要経費に算入できるが、23万円のパソコンについては通常の減価償却を行うこととなる。 （注）1 令和4年3月31日以前に取得等した貸付けの用に供したものについては、従前のおり措法28の2①の適用ができることに留意する（令4改所令附則4、令4改措法附則31）。 2 令和2年3月31日以前に取得等した場合、本特例の適用対象者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下である青色申告者（中小事業者）である（令2改措法附則62）。 3 業務を開始した年又は廃止した年は、300万円を12で除し、業務を営んでいた月数（端数切上げ）を乗じた額が限度額となる（措法28の2①括弧書、②）。

(参考)

	概要	条文	対象事業等	対象者	その資産を譲渡した場合	申告要件
① ※1	・10万円未満の少額減価償却資産 ・使用可能期間が1年未満のもの	所令138	不動産、事業山林、雑所得	限定なし	事業又は雑所得※2	－
② ※1	・10万円以上（国内外リース資産を除く。）20万円未満の一括償却資産	所令139	同上	同上	同上※2	有
③ ※1	・10万円以上30万円未満の少額減価償却資産	措法28の2	不動産、事業山林所得	中小事業者に該当する個人で青色申告者	譲渡所得	有

※ 1 令和4年4月1日以降に取得した減価償却資産で貸付けの用に供したもの（主要な業務として行う貸付けに供するものを除く。）については、①から③までの適用はない。

2 業務の性質上基本的に重要とされるものの譲渡による所得は、原則として譲渡所得に該当する。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-16 事業資金を借り入れる際に信用保証協会に支払った保証料について、全額を必要経費に算入した。	11-16 前払費用又は繰延資産として経理し、保証期間にわたって必要経費に算入する（所令7①三ホ、7②）。
11-17 ピアノの講師をしている者が2社からの報酬の支払調書をもって、家内労働者等の必要経費の特例を適用したいとの申し出があったが、複数から報酬をもらっている場合、特定の者とはいえないため、適用できないとした。	11-17 家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者をいう（措法27、措令18の2）。この特定の者とは、必ずしも単数の者をいうのではなく、人的役務の提供先が特定している限り複数の者であっても差し支えない。 事例の場合、家内労働者等の <u>所得計算</u> の特例は適用できる。
11-18 自宅で音楽教室を開いて複数の生徒に音楽の指導を行い、指導料を受領している者に対して、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用があるとした。★	11-18 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者等に対して適用されるところ、人的役務の提供先を広く募るなど、その業務の性質上、不特定の者を対象として人的役務の提供をする場合には適用がない。 したがって、事例のように、音楽教室を開いて生徒を募集するような場合は、この特例の適用はない（措法27、措令18の2、家内労働法2②）。
11-19 不動産所得のみを有する青色申告者に対して、その規模に関係なく55万円（65万円）の青色申告特別控除を適用した。	11-19 不動産所得が事業的規模で行われていない場合は、最高10万円の青色申告特別控除が適用される（措法25の2①）。 （注）事業的規模でなくても、他に事業所得を有する場合には、55万円（一定の要件を満たす場合は65万円。問11-21参照）の青色申告特別控除を適用できる。この場合、青色申告特別控除は、まず不動産所得から差し引く（措法25の2③④⑤）。 なお、令和元年分以前は、上記「55万円（一定の要件を満たす場合は65万円。問11-21参照）」は「65万円」となる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-20 不動産所得（事業的規模）及び事業所得を営む者が青色申告特別控除55万円の適用を受けるには、事業所得のみに係る貸借対照表を添付すればよいと指導した。	11-20 55万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、不動産所得又は事業所得を生ずべき「事業」を営む者が、これらの「事業」につき備え付ける帳簿書類について、その所得に係る一切の取引の内容を詳細に記録等しているほか、貸借対照表及び損益計算書を作成している場合に適用することとされているため、不動産所得（事業的規模）の貸借対照表についても作成が必要である（措法25の2③⑥、措規9の6）。 なお、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務のうち2以上の業務を営む場合又は事業所得を生ずべき業務のうち農業と農業以外の業務を営む場合には、貸借対照表は全ての業務に係るものを合併して作成する（所基通148-1）。 （注）2以上の業務を営む場合に、業務ごとに貸借対照表を作成していることをもって、55万円の青色特別控除の適用の妨げとはならない。
11-21 令和5年分の確定申告において、青色申告者が確定申告書を電子申告により期限内に提出し、青色申告決算書を別途書面により提出した場合に、65万円の青色申告特別控除を受けられるとした。★	11-21 次の要件のいずれかを満たす場合に、青色申告特別控除額65万円を適用することができる（措法25の2③④⑥）。 (1) その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出し、かつ、期限内に貸借対照表及び損益計算書等を添付した確定申告書を提出した場合（措法25の2④一、措規9の6、措通25の2-5） (2) 期限内に電子申告により確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等（青色申告決算書）を送信（提出）した場合 事例の場合、青色申告決算書を電子申告により提出しておらず、上記の要件を満たさないため、青色申告特別控除の金額は55万円となる。 （注）令和4年1月1日以降に電子帳簿保存を行う場合は、承認申請書の提出は不要とされた（措法25の2④一）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-22 令和5年分の確定申告において、青色申告者で青色申告特別控除55万円（65万円）を適用しようとする還付申告の者に対して、申告書は確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができるとした。	11-22 青色申告特別控除55万円（65万円）の適用要件である「確定申告書をその提出期限までに提出」の「提出期限」とは、確定申告期限をいう。 したがって、還付申告書を提出する者であっても、青色申告特別控除55万円（65万円）の適用を受けるためには、その年の確定申告期限までに当該申告書を提出する必要がある（措法2①十四、25の2⑥、所法2①四十一、措通25の2-6）。
11-23 貸倒引当金については、青色申告者でなければ適用できないとした。	11-23 個別評価による貸倒引当金については、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者であれば、青色申告者でなくても適用を受けることができる（所法52①）。 （注）一括評価による貸倒引当金については、事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のみが適用を受けることができる（所法52②）。
11-24 年の中で業務用不動産を購入するに当たり、不動産の売買代金とは別に、その不動産に係る固定資産税相当額を、所有期間に応じて月割で計算して売主に支払ったので、租税公課として必要経費に算入した。★	11-24 業務の用に供される資産に係る固定資産税は必要経費に算入するとされている（所基通37-5）が、固定資産税は、その年の1月1日における所有者に課税するとされている（地方税法343、359）ことから、年の中で不動産を売買した場合で、買主が当該不動産に係る固定資産税相当額を所有期間等であん分して売主に支払ったとしても、買主は、その不動産に係る固定資産税の納税義務者ではないので所基通37-5は適用されない。 事例の場合、買主が支払った固定資産税相当額は、当該不動産の取得価額に算入することとなる。
11-25 税込経理方式を採用し、納付すべき消費税等について未払金経理をしている事業所得者が、所得税と消費税等の修正申告をすることとなったので、修正申告により追加納付する消費税等の金額を、修正申告の対象年分の事業所得の計算上、必要経費に算入した。★	11-25 修正申告により追加納付する消費税等の金額は、消費税等の修正申告書を提出する日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなる（平元.3.29直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」7）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い		正しい取扱い	
○ 消費税等の額の必要経費及び総収入金額算入の時期			
処理	当初申告	当初申告後に消費税等の額に異動が生じた場合	
原則	消費税等の申告書提出日の属する年	消費税等の 修正申告書の提出日・更正があった日の属する年	
	更正又は決定があった日の属する年		
例外※	消費税等の未払金及び未収入金計上日の属する年		

※1 消費税等の額を未払金計上している場合をいう。

※2 修正申告又は減額更正に伴い、当初の未払消費税等の額が減少又は増加した場合は、当初の年において、必要経費に算入していた消費税等の額の減額又は増額は行わない。

11-26 調査により消費税の免税事業者が課税事業者になり、令和X課税期間分の消費税の期限後申告が必要となった。 令和X年分の帳簿上、売上金額及び必要経費の額について、消費税等相当額をそれ以外の金額と区分して記録されていなかったが、令和X年分の所得税の修正申告書を提出する際、税抜経理方式を採用し、仮受消費税額と仮払消費税額の差引き額と実際の消費税額との差額を必要経費に算入できるとした。	11-26 帳簿上、売上金額及び必要経費の額について、消費税等相当額をそれ以外の金額と区分して記録されていない場合には、修正申告において税抜経理方式を採用することはできず、税込経理方式による処理がされていたものとみなされる。 したがって、事例の場合、令和X課税期間分の消費税の期限後申告書により納付することとなった消費税額は、当該申告書が提出された年分の必要経費になる。 なお、税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うこととされているが、期末一括税抜経理方式を採用することも可能とされている（平元. 3.29直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」4）。
11-27 雑所得を生ずべき業務を行う居住者には、<u>所法45③（簿外経費の必要経費不算入）の適用はないとした。</u>	11-27 令和5年分の以後の所得税について、<u>不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価その他総収入金額を得るために直接要した費用の額は、一定の場合を除き、必要経費に算入しないこととされている（所法45③）。</u> したがって、<u>雑所得を生ずべき業務を行う居住者であっても、前々年分の当該業務に係る収入金額が300万円を超える居住者は現金取引等関係書類の保存義務があり、所法45③（簿外経</u>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-28 令和5年分の所得税の調査において、納税者の過失による売上げの計上漏れを把握し、その際、納税者から、必要経費の計上漏れの申立てがあったが、<u>所法45③（簿外経費の必要経費不算入）を根拠に当該必要経費を認容しなかった。</u>	<u>費の必要経費不算入）の適用対象となる（所法45③、所令232②、所規102）。</u> 11-28 令和5年分の以後の所得税について、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが、<u>隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価その他総収入金額を得るために直接要した費用の額は、一定の場合を除き、必要経費に算入しないこととされている（所法45③）。</u> <u>したがって、事例のような過失による売上げの計上漏れの場合には、同項を適用することはできない。</u> <u>（注）なお、本措置による必要経費不算入の対象外とされた金額であったとしても、直ちに必要経費に算入されるのではなく、これまでどおり、他の規定により必要経費算入の可否を判定する必要があることに留意する。</u>
11-29 令和5年分の所得税の調査において、納税者が<u>隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していたことを把握したところ、納税者から、必要経費の計上漏れの申立てがあったが、隠蔽仮装行為に関連する額のみを必要経費不算入の対象として認容せず、隠蔽仮装行為に関連しない必要経費については認容した。</u>	11-29 <u>所法 45③（簿外経費の必要経費不算入）の適用対象となる簿外経費は、隠蔽仮装行為に関連しないものも含めて、その年分の全ての売上原価の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額である。</u> <u>事例の場合、隠蔽仮装行為に関連する額のみが必要経費不算入の対象になるのではなく、その年分の全ての売上原価の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額が対象となる。</u>
【12損益通算】 12-1 事業所得の赤字と一時所得又は総合長期譲渡所得とを通算する際、一時所得又は総合長期譲	12-1 一時所得又は総合長期譲渡所得と損益通算する場合は、50万円特別控除後で、2分の1をす

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
渡所得の金額を2分の1した後の金額から差し引いた。	る前の金額と通算する（所法22②、33③二、34②、69①、所令198三）。
12－2 個人に対し資産を譲渡して赤字が生じた場合、その資産が「生活に通常必要でない資産」に該当しない限り、損益通算できるとした（土地建物等、株式等を除く。）。	12－2 次の条件を全て満たす譲渡による損失額は、その譲渡に係る各種所得の計算上、なかったものとみなされる（所法59②）。 (1) 個人が個人に対し (2) 山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産を (3) 著しく低い価額（時価の2分の1未満）で譲渡した場合に（所法59①二、所令169） (4) その譲渡により、山林所得、譲渡所得又は雑所得の金額に損失が生じたとき
12－3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失が生じたが、一時所得の金額の計算に当たり、それらを内部通算できないとした。	12－3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失とが生じている場合は、それらを一時所得内で通算したところで一時所得の金額を算出する（所法34②）。
12－4 事業所得（総合課税）の赤字の金額と土地等に係る分離譲渡所得の黒字の金額とを損益通算した。	12－4 事業所得（総合課税）の赤字の金額と土地等に係る分離譲渡所得の黒字の金額は、損益通算することができない（措法31③二、32④）。
12－5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字とを損益通算する際、特別控除後の分離長期譲渡所得から控除した。	12－5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字の金額と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字を損益通算する場合には、特別控除前の分離長期譲渡所得から控除する（措法31①、32①）。
12－6 株式等に係る譲渡所得等の金額を他の所得の損失の金額と損益通算した。	12－6 株式等に係る譲渡所得等の金額から他の所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除することはできない（措法37の10⑥四、37の11⑥）。
12－7 上場株式等に係る譲渡損失の金額と特定公社債等の利子所得の金額との損益通算はできないとした。	12－7 平成28年1月1日以後の譲渡から、損益通算の対象に特定公社債等の利子所得（特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配等）が追加されている（措法37の12の2①②）。 事例の場合には、平成28年1月1日以後の譲渡であれば、損益通算の対象となる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い						
12－8 公募株式投資信託を中途換金して利益が出た場合において、上場株式の譲渡損失と通算ができないと指導した。	12－8 公募株式投資信託の終了又は解約により受け取る金銭は、その全てが上場株式等に係る譲渡収入として課税されるため、上場株式の譲渡損失との通算ができる（措法37の11④）。						
12－9 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失について、他の所得と損益通算できるとした。	12－9 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額については、先物取引に係る雑所得等以外の所得と損益通算することはできない（措法41の14①、措令26の23①）。						
12－10 給与所得者が、レジャー用に所有していたヨットを売却し、譲渡損失が発生したことから、当該譲渡損失を給与所得と損益通算した。	12－10 生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、他の所得と損益通算することができない（所法69②、所令200①）。 レジャー用に所有していたヨットは生活に通常必要でない資産に該当することから、ヨットの譲渡により生じた損失を給与所得と損益通算することはできない。						
12－11 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与していない。）が、その組合事業に損失が生じたため、組合事業以外の不動産所得と通算した。	12－11 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与する者を除く。）については、当該組合事業から生じた不動産所得の損失の金額は生じなかったものとみなされる。 したがって、当該組合事業以外の不動産所得や他の所得と損益通算することはできない（措法41の4の2）。						
12－12 有限責任事業組合の組合員が、当該組合の事業に損失が生じたため、損失額を全額必要経費に計上し、他の所得と損益通算した。	12－12 有限責任事業組合の組合員である個人のその組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得の損失額について、その組合事業に係る出資価額を基礎として計算した金額を超える部分に相当する金額は、その年分の所得金額の計算上、必要経費に算入できない（措法27の2①、措令18の3①②）。 <table><tr><td rowspan="3">必要経費</td><td colspan="2">総収入金額</td></tr><tr><td rowspan="2">損失額</td><td>調整出資金額（※）</td></tr><tr><td>必要経費不算入額</td></tr></table> ※ 調整出資金額（①＋②－③） ① その年に終了する計算期間（有限責任事	必要経費	総収入金額		損失額	調整出資金額（※）	必要経費不算入額
必要経費	総収入金額						
	損失額		調整出資金額（※）				
		必要経費不算入額					

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
12－13 令和3年分以後の各年分において、国外中古建物の貸付けにより不動産所得の金額の計算上損失の金額が生じた場合、その損失額の全額を他の所得と損益通算できるとした。 なお、国外中古建物の減価償却費の計算は、いわゆる簡便法により行っている。	業組合契約に関する法律第4条第3項第8号の組合の事業年度の期間をいう。)の終了の時までの出資の価額の合計額 ② その年の前年に終了する計算期間以前の各計算期間における総収入金額等合計額から必要経費等の合計額を控除した額 ③ その年に終了する計算期間の終了の時までに交付を受けた分配額の合計額 12－13 個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の国外不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされる（措法41の4の3）。 したがって、当該金額については、国内の不動産から生じる不動産所得とのいわゆる所得内通算及び不動産所得以外の所得との損益通算はできない。 （注）「国外中古建物」とは、個人において使用等された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれを当該個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいう。 ① 法定耐用年数の全部又は一部を経過した資産について、いわゆる簡便法により計算する方法 ② その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法（その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除く。）
【13繰越損失】 13－1 前年からの雑損失の繰越控除がある場合でも、本年の分離課税の株式等（「一般株式等及び上場株式等」をいう。以下同じ。）に係る譲渡所	13－1 前年からの雑損失の繰越控除額がある場合には、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できる（措法37の10⑥五、37の11⑥）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
得等の金額から控除できないとした。	その年の前年以前3年以内に生じた雑損失を繰り越して控除する場合は次の順に控除する（措通31・32共－4）。 ① 総所得金額 ② 土地等に係る事業所得等の金額 ③ 短期譲渡所得の金額（一般所得分） ④ 短期譲渡所得の金額（軽減所得分） ⑤ 長期譲渡所得の金額（一般所得分） ⑥ 長期譲渡所得の金額（特定所得分） ⑦ 長期譲渡所得の金額（軽減所得分） ⑧ 上場株式等に係る配当所得の金額 ⑨ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑩ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑪ 先物取引に係る雑所得等の金額 ⑫ 山林所得金額 ⑬ 退職所得金額 （注）1 ⑤から⑪においては適用税率の高いものから順次控除する。 2 前年からの純損失の繰越控除額は、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できない。
13－2 令和X年分の純損失について、同年分の申告が期限後申告の場合は、その損失を翌年に繰り越せないとした。	13－2 当初申告要件及び期限内提出要件はないため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法70④、所基通70－13、70－14）。
13－3 青色申告者の純損失の金額が生じた場合で、翌年分が白色申告（給与所得のみ）の場合は、繰越控除ができないとした。	13－3 純損失の繰越控除の要件に、連続して確定申告書を提出していることとあるが、翌年以後については、青色申告書の提出は要件ではないので白色申告でも繰越控除ができる（所法70①④）。
13－4 純損失の繰越控除については、前年以前に控除された純損失を除き、控除するとされているため、昨年の確定申告の際に控除し忘れた損失の金額は、今年の所得金額から控除することができるとした。	13－4 純損失の繰越控除は、「控除する」とされているため、任意の年分から控除することはできない（所法70①②）。

誤った取扱い	正しい取扱い
13－5 白色申告者は、純損失については一切繰越控除が認められないとした。	13－5 白色申告者であっても、純損失の金額のうち、変動所得の損失と被災事業用資産の損失については、その純損失の発生した年分の確定申告書を提出していれば、繰越控除ができる（所法70②）。 （注）当初申告要件及び期限内提出要件はないため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法70④）。
13－6 居住用財産の譲渡損失が生じた場合、期限内に損失申告書を提出すれば、特に他に要件もなく翌年以後に繰越しできるとした。	13－6 譲渡した居住用財産が、譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるものの場合で、居住用財産の買換えを行うこと、買換資産につき住宅ローン残高を有していること（金額は問わない。）、控除年の合計所得金額が、3,000万円以下であるなど、一定の要件に該当しなければ、その損失額を翌年以後に繰越しできない（措法41の5）。 （注）1 この制度は、純損失の金額から「譲渡資産」の譲渡損失の金額（措法41の5⑦、措令26の7⑪）を抜き出して、青白を問わず適用することとされており純損失の繰越控除（所法70）とは別の制度である。 2 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度」は、上記の取扱いと異なり、住宅ローン残高を有する居住用財産を譲渡して、買い替えをせずに借家等に住み替える場合に他の所得との損益通算及び繰越控除が認められる（措法41の5の2）。 3 措法41の5の適用関係については、下図参照

《居住用財産の譲渡損失の取扱い》

```
graph LR; A[ ] --> B[所有期間が5年超]; A --> C[所有期間が5年以内]; B --> D[居住用財産の譲渡損失の特例に該当する]; B --> E[居住用財産の譲渡損失の特例に該当しない]; D --> F[3年間の損失の繰越が可能である<br/>〔措法41の5〕]; E --> G[損失の繰越はできない<br/>〔措法31〕]; C --> H[損失の繰越はできない<br/>〔措法32〕];
```

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
13－7 令和X年分において、同年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年分以後に繰越控除することはできないとした。	13－7 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額から繰越控除できる（措法37の12の2⑤）。 （注）平成28年分以後の所得税について、上場株式等に係る譲渡損失の金額と一般株式等に係る譲渡所得等の金額とは通算できない。
13－8 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、期限内に確定申告しなければならないとした。	13－8 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、譲渡損失の金額に関する明細書等の添付のある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出しなければならないが、確定申告書を期限内に提出することは要件とされていない（措法37の12の2⑤⑦、平28. 3. 7 裁決）。
13－9 令和X年に発生した雑損失の金額を翌年に繰り越すためには、雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出する必要があるとした。	13－9 当初申告要件及び期限内提出要件はないため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法71②、所基通71－1）。
13－10 <u>令和X2年分で生じた純損失について確定申告書を提出した後に、令和X1年分で生じた純損失について確定申告書を提出していた場合であつても、令和X3年分の確定申告において、令和X1年分に生じた純損失の金額を繰越控除できるとした。</u>	13－10 <u>純損失の繰越控除は、損失の金額が生じた年分の確定申告書を提出し、その後に連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用される（所法70①④）。</u> <u>事例の場合、令和X1年分の確定申告書は、令和X2年分の確定申告書の提出後に提出されており、上記の連続申告要件を満たさないことから、令和X3年分の確定申告において令和X1年分で生じた純損失の金額を繰越控除することはできない。</u>

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い

13-11

青色申告者で、令和X1年分、令和X2年分と連続して純損失の繰越控除に係る確定申告書を提出している者について、令和X3年分の確定申告において、申告書第四表が提出されていないため、令和X3年分について令和X1年分、令和X2年分に生じた純損失の繰越控除は適用できないとした。

13-12

令和X1年分において先物取引に係る損失を適正に申告し、令和X2年分の申告書を提出せずに令和X3年分の申告をした者に対し、令和X2年分の期限後申告書を提出すれば、令和X3年分において令和X1年中に生じた先物取引に係る損失の金額を控除し、さらに翌年に繰り越す更正の請求ができる旨説明した。

	X1年分	X2年分	X3年分
申告書提出日	X2.3.1	-	X4.3.1
計算明細書の添付	あり	-	あり
繰越損失用の付表の添付	あり	-	あり
先物所得	△1,500	-	500万

13-13

令和X1年の確定申告書に同年分に生じた先物取引に係る損失の金額を記載しなかった場合、更正の請求により当該損失の金額を繰り越すことはできないため、令和X2年分の確定申告の際に、当該損失の金額を差し引くことはできないとした。

申告年分	X1年
申告書提出日	X2.3.1
計算明細書の添付	なし
繰越損失用の付表の添付	なし
先物所得	△3,000

正しい取扱い

13-11

純損失の繰越控除の要件は、純損失の金額が生じた年分の確定申告書等の提出後も連続して確定申告書を提出していることであり、申告書第四表の提出は要件とされていないため、事例の場合、令和X3年において、令和X1年分及び令和X2年分に生じた純損失の繰越控除が適用できる（所法70①②④）。

13-12

先物取引に係る損失の繰越控除は、損失の金額が生じた年分の確定申告書等の提出後も連続して一定の明細書等の添付がある確定申告書を提出する必要がある。

事例の場合、令和X3年分の確定申告書の提出後に前年である令和X2年分の期限後申告書を提出しており、上記の提出要件を満たさないことから、令和X1年分で生じた先物取引に係る損失の繰越控除は認められない（措法41の15）（東京高裁平30.3.8判決）。

13-13

先物取引に係る損失の金額を翌年に繰り越すためには、①確定申告書に計算明細書等が添付されていること、②その後に連続して確定申告書の提出があったことのいずれの要件も満たしている必要がある（措法41の15③）。そして、①については、計算明細書等の添付がない当初申告につき、更正の請求に基づく更正により、新たに損失の金額があることとなった場合も含まれることとされている（措通41の15-1）。

したがって、事例の場合、令和X2年分の確定申告書を提出する前に、令和X1年分先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表を添付した更正の請求書を提出することにより、当該損失を令和X2年分に繰り越すことができる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																		
13-14 令和X2年分の確定申告の際、先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表に、同年分に生じた先物取引に係る損失の金額を記載したが、令和X1年分に生じた先物取引に係る繰越損失の金額（令和X1年分確定申告の際は適正に申告）の記載を失念していたため、令和X1年に生じた先物取引に係る損失を令和X2年分以後に繰り越すことはできないとした。	13-14 令和 X2 年分の先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表に、令和 X1 年に生じた繰越損失の金額を記載していないことは、通法 23①に定める更正の請求の事由に該当するため、令和 X2 年分の更正の請求をすることにより、令和 X1 年に生じた繰越損失の金額を繰り越すことができる（通法 2 六八、通法 23①二、措法 41 の 15⑥）。 なお、令和 X2 年分の確定申告書に先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表が添付されていない場合は、先物取引に係る損失の金額を翌年に繰り越すための要件（①計算明細書等が添付された確定申告書が提出され、②その後において連続して確定申告書の提出があったこと）を満たさないことから、令和 X2 年分の更正の請求により、令和 X1 年分に生じた繰越損失の金額を繰り越すことはできない。																		
<table><tr><td>申告年分</td><td>X1年</td><td>X2年</td></tr><tr><td>申告書提出日</td><td>X2.3.1</td><td>X3.3.1</td></tr><tr><td>計算明細書の添付</td><td>あり</td><td>あり</td></tr><tr><td>繰越損失用の付表の添付</td><td>あり</td><td>あり (X1年分の損失について記載なし)</td></tr><tr><td>先物所得</td><td>△3,000</td><td>△200</td></tr></table>	申告年分	X1年	X2年	申告書提出日	X2.3.1	X3.3.1	計算明細書の添付	あり	あり	繰越損失用の付表の添付	あり	あり (X1年分の損失について記載なし)	先物所得	△3,000	△200				
申告年分	X1年	X2年																	
申告書提出日	X2.3.1	X3.3.1																	
計算明細書の添付	あり	あり																	
繰越損失用の付表の添付	あり	あり (X1年分の損失について記載なし)																	
先物所得	△3,000	△200																	
13-15 令和X1年分及び令和X2年分の確定申告書に先物取引に係る損失の金額を記載しなかった場合であっても、令和X3年分の確定申告する前に、令和X1年分及び令和X2年分に生じた先物取引の損失に係る計算明細書及び付表を添付して、当該各年分の更正の請求を提出すれば、令和X3年分について、令和X1年分、令和X2年分の先物取引に係る損失の繰越控除を適用することができるとした。	13-15 先物取引に係る損失の繰越控除を適用するためには、①計算明細書等が添付された確定申告書が提出され、②その後において連続して確定申告書の提出があったことのいずれの要件も満たしている必要がある（措法 41 の 15③）。 また、①には、計算明細書等の添付がない当初申告につき、更正の請求に基づく更正により、新たに損失の金額があることとなった場合も含まれることとされている（措通 41 の 15-1）。 事例の場合、令和 X3 年分の確定申告書を提出する前に、令和 X2 年分に生じた先物取引の損失に係る計算明細書及び付表を添付して更正の請求をすれば、令和 X2 年に生じた損失を令和 X3 年分に繰り越すことができるが、令和 X1 年分の先物取引に係る損失については、既に令和 X2 年分の確定申告書が提出されているため、上記繰越控除の要件を満たさないことになる。 したがって、令和 X1 年分に生じた先物取引に係る損失を令和 X2 年分以降に繰り越すことはできない（名古屋高裁平 30. 11. 22 判決）。																		
<table><tr><td></td><td>X1年分</td><td>X2年分</td></tr><tr><td>申告書提出日</td><td>X2.3.1</td><td>X3.3.1</td></tr><tr><td>計算明細書の添付</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>繰越損失用の付表の添付</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>先物所得</td><td>△9,500</td><td>△200</td></tr><tr><td>更正の請求書提出日</td><td>X4.2.23</td><td>X4.2.23</td></tr></table>		X1年分	X2年分	申告書提出日	X2.3.1	X3.3.1	計算明細書の添付	なし	なし	繰越損失用の付表の添付	なし	なし	先物所得	△9,500	△200	更正の請求書提出日	X4.2.23	X4.2.23	
	X1年分	X2年分																	
申告書提出日	X2.3.1	X3.3.1																	
計算明細書の添付	なし	なし																	
繰越損失用の付表の添付	なし	なし																	
先物所得	△9,500	△200																	
更正の請求書提出日	X4.2.23	X4.2.23																	

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【14雑損控除】	
14－1 原状回復費用から被災した資産の損失額を控除せず、全額災害関連支出として5万円を差し引いた金額を雑損控除の対象とした。	14－1 原状回復費用から資産の損失額を控除した残りが災害関連支出となる（所令206①二ロ）。
14－2 妻の所得が48万円を超えているにもかかわらず、妻の資産の損失を夫の雑損控除の対象に含めた。	14－2 妻の所得が48万円（令和元年分以前は38万円）を超えている場合は、妻の損失を夫の雑損控除の対象とすることはできない（所法72①、所令205①）。
14－3 「振り込み詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象になるとした。	14－3 雑損控除は、「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定されていることから、「詐欺」によって生じた損失は対象とはならない。 したがって、「振り込み詐欺」により金銭を詐取された場合においては、その損失は雑損控除の対象とはならない（所法72①、所令9）。
【15医療費控除】	
15－1 生計を一にしていない親の入院費を子が支払った場合、その入院費を子の医療費控除の対象に含めた。	15－1 医療費控除の対象は、「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」に限られているので、医療費控除の対象とすることはできない（所法73①、所基通73－1）。
15－2 支払った医療費の額を上回る補填金（A病気に係るもの）の額を他の医療費（B病気に係るもの）から差し引いた。	15－2 補填の対象となる医療費ごとに補填金の差引計算を行う（所法73①）。 （注）支払った医療費の額を上回る補填金が支給された場合、その上回ることとなった金額については、所得税は課されないことに留意する（所法9①十八、所令30一）。
15－3 医療費の支払者と補填を目的とする保険金等の受領者が異なる場合、支払った医療費から保険金等を差し引かなかった。	15－3 医療費の補填を目的として支払を受ける保険金等である限り、その医療費から差し引く（所法73①、所基通73－8）。
15－4 令和X1年12月に特定健康診査を受診し、検査料を支払った。 この結果、高血圧症と診断され、令和X2年2月に特定保健指導（積極的支援）を受けること	15－4 特定健康診査の自己負担額は、医療費に該当するものではないが、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
となったので、特定健康診査及び特定保健指導（積極的支援）に係る自己負担額を令和X1年分の医療費控除の対象とした。	指示に基づき特定保健指導（積極的支援）が行われた場合には、その特定保健診査の自己負担額も医療費に該当するものとして取り扱うこととなる（所規40の3①二）。 したがって、特定健康診査及び特定保健指導（積極的支援）に係る自己負担額は、それぞれ支払った日の属する年ごとに医療費控除の対象となり、特定健康診査に係る自己負担額は令和X1年分、特定保健指導に係る自己負担額は令和X2年分の医療費控除の対象となる。
15－5 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果により、特定保健指導として動機付け支援を受け、指導料を支払ったので、その指導料を医療費控除の対象とした。	15－5 医療費控除の対象となる特定保健指導の指導料の自己負担額は、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人に対して、その特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援に係るものに限られる（所規40の3①二）。 したがって、特定保健指導の指導料の自己負担額であっても、動機付け支援に係る指導料の自己負担額は医療費控除の対象には該当しない。
15－6 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果中性脂肪値が高かったことから、特定保健指導（積極的支援）により、定期的な運動をするよう指導を受けて、スポーツジムに通っているため、スポーツジムに支払った運動施設使用料を医療費控除の対象とした。	15－6 特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導（積極的支援）を受ける人のうち、その特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療又は治療の対価その他特定健康診査の費用は、医療費控除の対象とされる（所規40の3①二）。 しかしながら、事例のようなスポーツジムの利用料は、医療費控除の対象となる特定保健指導そのものの対価ではなく、医師の診療等を受けるために直接必要な費用にも該当しないため、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。
15－7 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費の自己負担額は、全額医療費控除の対象となつた。	15－7 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費に係る自己負担額の2分の1が医療費控除の対象となる（所法

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い						
15－8 要介護者が介護サービス事業者等から訪問介護を受けている場合は、その自己負担額については、いかなる場合も医療費控除の対象になるとした。★	73②、所令207①三、所規40の3②、介護保険法8(28)、平12.6.8課所4－9)。 15－8 介護保険制度下での居宅サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）に係る自己負担額については、ケアマネージャーが策定する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて同一月の医療系サービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象となる。 なお、介護保険制度下における医療費控除の取扱いは次表のとおりである。						
《施設サービス》 <table> <tr> <td>施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象</td><td>介護事業者からの「指定介護老人福祉施設利用料等領収証」</td></tr> <tr> <td>施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象</td><td>医療機関からの領収証</td></tr> </table>		施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象	介護事業者からの「指定介護老人福祉施設利用料等領収証」	施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象	医療機関からの領収証		
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象	介護事業者からの「指定介護老人福祉施設利用料等領収証」						
施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象	医療機関からの領収証						
《居宅サービス》 <table> <tr> <td>① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等</td><td>医療機関からの領収証</td></tr> <tr> <td>② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等</td><td>介護事業者からの「居宅サービス等利用料領収証」</td></tr> <tr> <td>③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等</td><td></td></tr> </table>		① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等	医療機関からの領収証	② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	介護事業者からの「居宅サービス等利用料領収証」	③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等	
① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等	医療機関からの領収証						
② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	介護事業者からの「居宅サービス等利用料領収証」						
③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等							

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15-9 居住者が海外で受診した治療費については、医療費控除の対象とならないとした。	15-9 居住者が海外で受診した治療費についても、医療費控除の対象となる。ただし、海外赴任中等で非居住者となる年分に係るものについては、医療費控除を申告することはできないため、対象にはならない（所法73①②、165）。
15-10 令和X年7月に、4年間の予定で海外勤務となった納税者が令和X年分の確定申告書を作成する際に、納税者が同年1月から12月に支払った医療費の全てを医療費控除対象とした。	15-10 医療費控除の対象とできるのは居住者期間に支出した医療費に限られ、出国して非居住者となった日（出国の翌日）以後に支払った医療費は、医療費控除の対象とはならない（所法73、165①、所令258③二）。 なお、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除も同様に、居住者期間に支払ったもののみが控除対象となる（所法74～77、165①、所令258③三、四）。
15-11 アトピー性皮膚炎の患者が、医師の指導により購入した防ダニ布団の購入の対価は、診断書があれば、医療費控除の対象となるとした。	15-11 防ダニ布団の購入の対価は、医師の指導や診断書があったとしても、医療費控除の対象とならない（所法73②、所令207、所基通73-3(1)）。
15-12 セルフメディケーション税制による所得控除と従来の医療費控除を両方適用することができるとした。	15-12 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に適用することはできない。購入した対象医薬品の代金について、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するかは、納税者自身の選択による（措法41の17①）。
15-13 同一世帯の中で、従来の医療費控除により申告する者と、セルフメディケーション税制による所得控除を申告する者とがいてはいけなかった。	15-13 確定申告をする者が各々で選択するため、同一世帯の中で医療費控除により申告する者とセルフメディケーション税制により申告する者がいてもよい。
15-14 任意（全額自己負担）で受けた健康診査により、「一定の取組」を行ったものとして、セルフメディケーション税制による所得控除を適用できるとした。また、この健康診査にかかった費用も、セルフメディケーション税制による所得	15-14 セルフメディケーション税制による所得控除の適用を受けるためには、次のような「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」として一定の取組を行う必要がある。 ① 保険者（健康保険組合、市町村国保等）が

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
控除の対象となつた。	実施する健康診査（人間ドッグ、各種健（検）診等） ② 予防接種（定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種） ③ 勤務先で実施する定期健康診断（事業主検診） ④ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）又は特定保健指導 ⑤ 市町村が実施するがん検診 上記の「一定の取組」には、申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は含まれないのが原則である。 例外的に、任意に受診した健康診査の検診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当する。なお、この場合、領収書や結果通知表に「定期健康診断」若しくは「勤務先（会社等）名称」又は「特定健康診査」若しくは「保険者名」の記載がないため、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要がある。 また、セルフメディケーション税制において所得控除の対象となるのは、特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入の対価であり、健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象とならない(措法41の17)。
15－15 生計を一にする子が予防接種を受けた場合でも、納税者が「一定の取組」を行ったものとして、セルフメディケーション税制による所得控除の適用を選択できるとした。★	15－15 セルフメディケーション税制の適用を受ける納税者自身が「一定の取組」を行うことが必要であるため、子の予防接種をもってセルフメディケーション税制の選択をすることはできない(措法41の17①)。
15－16 家族が購入した医薬品を対象に含めてセルフメディケーション税制による所得控除を申告する場合、同一世帯の全員が健康診査等を受診しなければならないとした。★	15－16 セルフメディケーション税制の適用を受ける納税者自身が「一定の取組」を行っていれば足りる(措法41の17①)。
15－17 令和3年分にセルフメディケーション税制による所得控除を申告する場合、購入額などを記	15－17 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する際にセルフメディケーショ

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
載した明細書のほか、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類についても確定申告書に添付又は提示が必要であると説明した。	ン税制の適用に受ける場合には、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示は不要である（「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類については、確定申告期限等から5年間、提示又は提出を求めることができる。）。 ただし、「令和2年分以前の確定申告書を提出」又は「年の途中の死亡や出国で令和3年分の確定申告書を令和3年12月31日までに提出」する際にセルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、「特定成分を含んだOTC医薬品の購入費の額」など定められた事項の記載のある明細書に加え、当該適用を受ける年分において「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示が必要である。
15－18 勤務先で受診した定期健康診断の結果通知表に勤務先の名称又は定期健康診断という名称の記載がなかったが、そのまま「一定の取組」の証明書類として取り扱った。	15－18 「一定の取組」の証明書類として使用できない(措法41の17③、措規19の10の2②)。 領収書や結果通知表に「定期健康診断」若しくは「勤務先（会社等）名称」又は「特定健康診査」若しくは「保険者名」の記載がない場合においては、任意で受けたものとの区別ができないため、別途、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明書の発行を依頼する必要がある。 ※ 「一定の取組」の証明書類の具体的例 ① インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収証又は予防接種済証 ② 市区町村のがん検診の領収証又は結果通知 ③ 「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」が記載された、職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ④ 「特定健康診査」という名称又は「保険者名」が記載された、特定健康診査の領収証又は結果通知表 ⑤ 「勤務先名称」又は「保険者名」が記載された、人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証又は結果通知表 （令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合については、上記問15－17を参照）

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15－19 前年から引き続いて受けていた特定保健指導を年の途中で中断したが、本年の確定申告において特定保健指導を「一定の取組」を行ったとしてセルフメディケーション税制を適用した。	15－19 特定保健指導を中断した場合は、「一定の取組」を行ったものとみなされない。 特定保健指導を終了した場合のみ「一定の取組」を行ったものとみなされる。 なお、特定保健指導を中断した場合であっても、その年に特定健康診査を受けていれば「一定の取組」を行ったこととなる。
15－20 ドラッグストアのセール期間中に1,000円のセルフメディケーション税制対象医薬品を10%引きの900円で購入した。確定申告において、上記の医薬品についてセルフメディケーション税制の対象金額を1,000円とした。	15－20 割引後の価格（900円）がセルフメディケーション税制の対象金額となる。
15－21 <u>令和6年11月以降に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する先発医薬品の処方希望したため、通常の患者負担分に加えて、「特別の料金」を支払うこととなったが、この「特別の料金」について医療費控除の対象外として、医療費の額に含めなかった。</u>	15－21 <u>令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のうち、一部の先発医薬品の処方等を希望する患者については、患者負担分に加えて、「特別の料金」を支払うこととされたところ、この「特別の料金」については、「治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価」に該当することから、医療費控除の対象となる。</u>
【16社会保険料控除等】	
16－1 扶養している妻の年金から天引き（特別徴収）された後期高齢者医療保険の保険料について、夫の社会保険料控除の対象になるとした。	16－1 社会保険料控除は、居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、支払った金額を控除することとされている（所法74①）。 事例の場合、妻の公的年金から徴収された保険料は、妻が支払ったものであるから、夫の社会保険料控除の対象とすることはできない。 なお、夫が妻の保険料を支払った（普通徴収）場合は、夫の社会保険料控除の対象になる。
16－2 国民年金保険料の「2年前納制度」により納めた保険料について、納めた年分にその全額を社会保険料控除の対象とすることはできないとした。	16－2 「2年前納制度」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、次のいずれかの方法を選択することができる（所基通74・75－1、74・75－2）。 ① 全額を納めた年に控除（一括方式） ② 各年分の保険料に相当する額を各年に控除

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
16－3 平成28年11月に、国民年金保険料の「後納制度」により過去の保険料を納めた場合、一括方式又は分割方式のいずれかの方法により社会保険料控除を適用できるとした。 16－4 一般生命保険料控除の対象となる新契約（平成24年1月1日以降に締結したもの）と旧契約の保険契約がある場合の、一般生命保険料控除の上限金額は4万円であるとした。	(分割方式) (注) 一括方式から分割方式に変更又は分割方式から一括方式に変更する旨の更正の請求は認められない。 16－3 「後納制度」により保険料を納めた場合、その全額を納めた年に控除する（所法74）。 (注)「後納制度」とは、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで国民年金保険料を納めることができる制度である。 16－4 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の上限額4万円と、旧契約のみについて受ける場合の5万円との有利な方を選択できる。 ただし、生命保険料の控除額（一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険に係る各控除額の合計）は12万円が限度となる（所法76①、④）。
【17寄附金控除】 17－1 ふるさと納税の領収証の名宛人が納税者の妻であったが、納税者の寄附金控除の対象とした。 17－2 入学した年に学校に支払った寄附金を寄附金控除の対象とした。 17－3 財務大臣の指定がない宗教法人に対する寄附を寄附金控除の対象とした。	17－1 寄附金控除は、納税者がその年中に支出した特定寄附金の額を基に計算するため、納税者の妻が支出した寄附金は、納税者本人の寄附金控除の対象とはならない（所法78）。 17－2 入学が予定される年の年末までに支払った学校に対する寄附は、入学決定後に募集の開始があったもので新入生以外の者と同一の条件で募集される部分を除いて、原則として寄附金控除の対象とならない（所法78②括弧書、所基通78－2）。 17－3 宗教法人に対する寄附は、財務大臣が指定したものを除き、寄附金控除の対象とならない（所法78②二）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
17-4 地方公共団体に土地を寄附した場合、土地の価額（時価）を寄附金控除の対象とした。	17-4 地方公共団体に土地を無償で譲渡する場合には、みなし譲渡所得が発生する（所法59①二）が、措法40《国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税》の特例の適用を受ける場合には、譲渡益相当額は寄附金控除の対象とはならず、取得価額相当額が寄附金控除の対象となる（措法40㉑）。
17-5 政党等に対する寄附金について、一部を寄附金控除（所得控除）の適用対象とし、残りを政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用対象とすることができるとした。	17-5 政党等に対する寄附金については、寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかを選択できるが、その年中に支出した政党等に対する寄附金の全額についていずれの適用を受けるかを選択しなければならないこととされている（措通41の18-1）。
17-6 当初申告において、一部の政党等寄附金について政党等寄附金控除（税額控除）の適用を受けていた場合であっても、当初申告していなかった政党等寄附金は、更正の請求で政党等寄附金控除（税額控除）に追加することはできず、寄附金控除（所得控除）であれば適用できると説明した。	17-6 当初申告で政党等寄附金控除（税額控除）を選択した場合、更正の請求で追加計上する政党等寄附金は寄附金控除（所得控除）ではなく、政党等寄附金控除（税額控除）を適用することとなる。 （措法41の18②③、41の18の2②③、41の18の3①②、措通41の18-1、41の18の2-1、1の18の3-1） （注） 当初申告に記載された政党等寄附金等控除（税額控除）と同一区分の政党等寄附金等控除（税額控除）に限るので留意する。 したがって、例えば、当初申告で政党等寄附金控除（税額控除）の適用のみを受けており、認定NPO法人に対する寄附金について申告していなかった場合、新たに認定NPO法人寄附金控除（税額控除）の適用を受ける旨の更正の請求はできない。ただし、当該NPO法人に対する寄附金について、寄附金控除（所得控除）の適用を受ける旨の更正の請求は可能である。
17-7 政治団体に対する寄附金については、全て政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができるとした。★	17-7 政党等寄附金特別控除の対象となる寄附金は、政治資金規正法の一部を改正する法律の施行日（平成7年1月1日）から令和11年12月31

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
17－8 申告相談の際に、納税者は政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用に当たって、領収証のコピーしか持っておらず、選挙管理委員会が発行する「寄附金(税額)控除のための書類」を持っていなかったため、「寄附金(税額)控除のための書類」がなければ申告できないとした。 17－9 政治家が行った本人の後援会に対する寄附について、選挙管理委員会が発行する「寄附金(税額)控除のための書類」が添付されていたため、寄附金控除を認めた。 17－10 ふるさと納税に係る寄附金控除に必要な書類は、自治体が発行した寄附金受領書でなければならないとした。	日までの期間において支出した政治活動に関する寄附金で、政党又は政治資金団体等一定の団体に対するものに限定されている（措法41の18①）。 17－8 政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用は、原則として選挙管理委員会が発行する「寄附金(税額)控除のための書類」が必要であるが、「寄附金(税額)控除のための書類」が申告までに発行されていない場合には、領収証のコピーを添付して申告し、後日「寄附金(税額)控除のための書類」を提出して差し支えない（所令262①六、所規47の2③三、措法41の18③、措規19の10の3）。 17－9 選挙管理委員会が発行する「寄附金(税額)控除のための書類」は、政治資金規制法に基づく収支報告書に記載されている寄附金であることを確認するものであり、寄附金控除の対象となるものか否かを証明するものではない。 したがって、添付要件以外の課税要件については、別途検討する必要があるところ、事例の寄附金は政治家本人の後援会に対するものであり、寄附者に特別の利益が及ぶため、寄附金控除の対象とならない。 17－10 令和3年分以後の確定申告においては、ふるさと納税に係る寄附金控除の添付書類については、寄附ごとの寄附金受領書に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」とすることができる（所規47の2③一イ(2)）。
【18障害者控除】 18－1 社会福祉事務所長が発行した「障害者控除対象者認定書」に、過去に遡及して認定する旨が記載されているにもかかわらず、各年12月31日現在で認定されているか、認定のための申請をしていなければ、障害者控除は認められないと指導した。	18－1 精神又は身体に障害のある65歳以上の者で社会福祉事務所長や市町村長等が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者に該当する旨が認定されている者については、障害者に該当し、過去に遡及して認定された場合にあっては、障害者控除についても過去に遡及して適用

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い		正しい取扱い																																							
18－2 介護保険法上の要介護の認定を受けている者について、障害者控除の対象とした。★		を受けることができる（所令10①七）。 18－2 介護保険法における要介護状態とは、身体又は精神の障害のために、入浴、排せつ、食事等日常生活での基本的な動作について、6月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいうことから、要介護状態の者の一部には、福祉事務所長等の認定を受けることにより、所得税法に規定する障害者に該当する者が存在することとなる。 しかし、介護保険法上の要介護認定と福祉事務所長等による認定は別の認定行為であり、介護保険上の介護認定を受けたことをもって、直ちに所得税法上の障害者に該当するものではない（所令10①七、介護保険法7①③）。																																							
18－3 都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が2級と記載されている者を、特別障害者に該当するとした。★		18－3 精神障害者保健福祉手帳に、その障害の等級が1級と記載されている者は、特別障害者に該当することとされているが、障害の等級が2級と記載されている者は障害者に該当する（所令10②二）。																																							
(参考)																																									
		<table><tr><th rowspan="2">該当者</th><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">確認方法等</th></tr><tr><th>障害者</th><th>特別障害者</th></tr><tr><td>1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者</td><td>—</td><td>○</td><td>・ 医師の診断書等 ・ 登記事項証明書 (成年被後見人)</td></tr><tr><td>児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者</td><td>知的障害者 (療育手帳B)</td><td>重度の知的障害者 (療育手帳A)</td><td>療育手帳</td></tr><tr><td>2 精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</td><td>障害者等級が2級又は3級</td><td>障害者等級が1級</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr><tr><td>3 身体障害者手帳に、身体上の障害があると記載されている者</td><td>障害の程度が3級以下</td><td>障害の程度が1級又は2級</td><td>身体障害者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)</td></tr><tr><td>4 戦傷病者手帳の交付を受けている者</td><td>障害の程度が第4項症以下</td><td>障害の程度が1特別項症から第3項症まで</td><td>戦傷病者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)</td></tr><tr><td>5 原子爆弾被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者</td><td>—</td><td>○</td><td>厚生労働大臣の認定書</td></tr><tr><td>6 判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者</td><td>—</td><td>○</td><td>医師の診断書等</td></tr><tr><td>7 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、福祉事務所長又は市町村長等の認定を受けている者</td><td>障害の程度が上記1又は3に準ずる者にうち、右の特別障害者に該当しない者</td><td>障害の程度が上記1又は3に準ずる者</td><td>福祉事務所長又は市町村長等の証明書</td></tr></table>		該当者	区分		確認方法等	障害者	特別障害者	1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	—	○	・ 医師の診断書等 ・ 登記事項証明書 (成年被後見人)	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	知的障害者 (療育手帳B)	重度の知的障害者 (療育手帳A)	療育手帳	2 精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害者等級が2級又は3級	障害者等級が1級	精神障害者保健福祉手帳	3 身体障害者手帳に、身体上の障害があると記載されている者	障害の程度が3級以下	障害の程度が1級又は2級	身体障害者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)	4 戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度が第4項症以下	障害の程度が1特別項症から第3項症まで	戦傷病者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)	5 原子爆弾被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者	—	○	厚生労働大臣の認定書	6 判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者	—	○	医師の診断書等	7 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、福祉事務所長又は市町村長等の認定を受けている者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者にうち、右の特別障害者に該当しない者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者	福祉事務所長又は市町村長等の証明書
該当者	区分		確認方法等																																						
	障害者	特別障害者																																							
1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	—	○	・ 医師の診断書等 ・ 登記事項証明書 (成年被後見人)																																						
児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	知的障害者 (療育手帳B)	重度の知的障害者 (療育手帳A)	療育手帳																																						
2 精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害者等級が2級又は3級	障害者等級が1級	精神障害者保健福祉手帳																																						
3 身体障害者手帳に、身体上の障害があると記載されている者	障害の程度が3級以下	障害の程度が1級又は2級	身体障害者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)																																						
4 戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度が第4項症以下	障害の程度が1特別項症から第3項症まで	戦傷病者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)																																						
5 原子爆弾被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者	—	○	厚生労働大臣の認定書																																						
6 判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者	—	○	医師の診断書等																																						
7 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、福祉事務所長又は市町村長等の認定を受けている者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者にうち、右の特別障害者に該当しない者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者	福祉事務所長又は市町村長等の証明書																																						
※ 上記3及び4については、手帳の交付申請中であっても、一定の場合は障害者控除の対象となる障害者に該当するものとして差し支えない。																																									

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
18-4 Aは、父B（特別障害者）及び母Cと別居しているが、生計を一にしており、B・Cに係る扶養控除の適用を受けている（BとCは同居が常況）。 この場合、BはAと別居しているため、Aの同居特別障害者には該当しないとした。★	18-4 同居特別障害者の判定における「同居」とは、①納税者本人、②納税者の配偶者、③納税者と生計を一にするその他の親族、のいずれかとの同居を常況としている場合とされている。 よって、Bは、Aと生計を一にする親族であるCと同居しているため、Aの同居特別障害者となる（所法79③）。
【19寡婦控除・ひとり親控除】 19-1 Aは、未婚でBを出産し、Bを扶養親族としているため、寡婦控除を適用できるとした。	19-1 寡婦とは、夫と離婚した後婚姻していない者のうち一定の要件を満たす者、若しくは、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で一定の要件を満たす者で、「ひとり親（問19-2参照）」に該当しない者をいう（所法2①三十、令2改所法附則2）。 事例の場合、Aは、未婚であり、上記の要件を満たさないため、寡婦控除を適用できない。 ただし、令和2年分から、一定の要件を満たす場合、ひとり親控除が適用される（所法81）（問19-2参照）。
19-2 Aは、妻と死別した後婚姻しておらず、子を扶養しており、令和元年分までは寡夫控除を適用していたが、令和2年分から、寡夫控除は廃止されたため、妻との死別・子の扶養に関する控除（寡夫控除に代わるもの）はないとした。 なお、Aの令和2年分の合計所得金額は400万円である。	19-2 令和2年分以後、居住者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、①生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有すること、②合計所得金額が500万円以下であること及び③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことを満たす者）に該当する場合には、ひとり親控除（35万円）が適用される（所法81、所令11の2、令2改所法附則2）。 事例の場合、Aは、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいなければ、上記の「ひとり親」に該当することから、ひとり親控除が適用

誤った取扱い	正しい取扱い																																																																																				
19－3 B（合計所得金額1,000万円）は、夫と離婚した後婚姻しておらず（事実上婚姻関係と同様の事情がある者はいない）、子を扶養していることから、令和2年分において、寡婦控除が適用されるとした。	される。 （注）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者とは、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」などの記載がある者をいう。 19－3 令和元年分以前は、夫と離婚した後婚姻しておらず、子を扶養している者は、その者の合計所得金額にかかわらず、寡婦控除27万円（合計所得金額500万円以下の場合は35万円）が適用されていた（旧所法2①三十、81、旧措法41の17）。 しかし、令和2年分から、寡婦控除の適用を受けるためには、その者の合計所得金額が500万円以下であることが要件となる（所法2①三十、令2改所法附則2）。 よって、事例の場合、令和2年分において、Bの合計所得金額が1,000万円であるため、寡婦控除は適用されない。 なお、Bの合計所得金額が500万円以下である場合、令和2年分以後は、ひとり親に該当することから、寡婦控除ではなく、ひとり親控除が適用されることとなる。																																																																																				
【寡婦控除】 【改正前】 (単位:万円) <table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500万円 500万円～</td><td>～500万円 500万円～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td></tr><tr><td>有子</td><td>35 27</td><td>35 27</td></tr><tr><td>子以外</td><td>27 27</td><td>27 27</td></tr><tr><td>無</td><td>27 —</td><td>— —</td></tr></table> 【寡夫控除】 (単位:万円) <table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500万円 500万円～</td><td>～500万円 500万円～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td></tr><tr><td>有子</td><td>27 —</td><td>27 —</td></tr><tr><td>子以外</td><td>— —</td><td>— —</td></tr><tr><td>無</td><td>— —</td><td>— —</td></tr></table> ➡ 【改正後】 (単位:万円) <table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500万円 500万円～</td><td>～500万円 500万円～</td><td>～500万円 500万円～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>有子</td><td>35 —</td><td>35 —</td><td>35</td></tr><tr><td>子以外</td><td>27 —</td><td>27 —</td><td>—</td></tr><tr><td>無</td><td>27 —</td><td>— —</td><td>—</td></tr></table> 寡婦控除 <table><tr><th>配偶関係</th><th>死別</th><th>離別</th><th>未婚のひとり親</th></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500万円 500万円～</td><td>～500万円 500万円～</td><td>～500万円 500万円～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>有子</td><td>35 —</td><td>35 —</td><td>35</td></tr><tr><td>子以外</td><td>— —</td><td>— —</td><td>—</td></tr><tr><td>無</td><td>— —</td><td>— —</td><td>—</td></tr></table> ひとり親控除	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	扶養親族			有子	35 27	35 27	子以外	27 27	27 27	無	27 —	— —	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	扶養親族			有子	27 —	27 —	子以外	— —	— —	無	— —	— —	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	扶養親族				有子	35 —	35 —	35	子以外	27 —	27 —	—	無	27 —	— —	—	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	扶養親族				有子	35 —	35 —	35	子以外	— —	— —	—	無	— —	— —	—	
配偶関係	死別	離別																																																																																			
本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～																																																																																			
扶養親族																																																																																					
有子	35 27	35 27																																																																																			
子以外	27 27	27 27																																																																																			
無	27 —	— —																																																																																			
配偶関係	死別	離別																																																																																			
本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～																																																																																			
扶養親族																																																																																					
有子	27 —	27 —																																																																																			
子以外	— —	— —																																																																																			
無	— —	— —																																																																																			
配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																																		
本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～																																																																																		
扶養親族																																																																																					
有子	35 —	35 —	35																																																																																		
子以外	27 —	27 —	—																																																																																		
無	27 —	— —	—																																																																																		
配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																																		
本人所得	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～	～500万円 500万円～																																																																																		
扶養親族																																																																																					
有子	35 —	35 —	35																																																																																		
子以外	— —	— —	—																																																																																		
無	— —	— —	—																																																																																		
【20勤労学生控除】 20－1 確定申告において、大学生に対して勤労学生控除（他の要件は満たしている）を適用する際、在学する学校から必要な証明書の交付を受けて申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示が必要であるとした。	20－1 確定申告の際に学校教育法第1条に定められている学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など）の勤労学生は証明書を添付又は提示する必要はないが、それ以外の勤労学生は証明書を添付又は提示する必要がある（所法2①三十二、120③三）。																																																																																				

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【21配偶者控除・配偶者特別控除】 21－1 確定申告に際して、退職所得の申告が不要であることから、配偶者控除を適用するための納税者の合計所得金額の計算において、当該退職所得の所得金額を加えなかった。★ 21－2 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者のそれぞれの合計所得金額が48万円を超え133万円以下であったので、夫婦の間でお互いに配偶者特別控除を適用できるとした。 21－3 令和5年分の確定申告において、非居住者である配偶者に係る配偶者控除の適用を受けるためには、当該配偶者が障害者又は留学生に該当しない限り、「親族関係書類」のほか、「38万円送金書類」の提出等が必要であると説明した。	21－1 配偶者控除はその納税者の合計所得金額により、適用を受けられる控除額が決定するとされており（所法83①）、同合計所得金額は、所法第70条（純損失の繰越控除）及び同法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第22条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額とされている（所法2①三十イ(2)）。 したがって、納税者が退職所得の申告は不要であったとしても、合計所得金額の計算には加算する必要がある。 21－2 配偶者の一方が他の配偶者を配偶者特別控除の対象としている場合、他の配偶者は一方の配偶者を配偶者特別控除の対象とすることはできない。 これは、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることは認めない趣旨によるものである（所法83の2②）。 なお、配偶者の合計所得金額が、平成30年分及び令和元年分は38万円を超え123万円以下の場合、平成29年分以前は38万円を超え76万円未満の場合には、配偶者特別控除が適用される。 21－3 平成28年分以後、非居住者である配偶者について配偶者控除の適用を受ける場合には、「送金関係書類」及び「親族関係書類」の提出又は提示が必要とされている。 また、令和5年分以後は、30歳以上70歳未満の非居住者である親族について、扶養親族の適用を受けるためには、当該親族が、①留学等により国内に住所及び居所を有しなくなった者、②障害者又は③居住者から38万円以上の送金を受けている者のいずれかに該当することを明らかにする書類の添付又は提示が必要とされた。 事例は、扶養控除ではなく、配偶者控除の適用に関するものであるため、「38万円送金書類」の添付又は提示は不要であり、従来どおり、「送金関係書類」及び「親族関係書類」を添付又は提示すれば足りることになる（所法2①三十四の2ロ、120③三）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【22扶養控除】 22－1 純損失の繰越控除の適用後の娘の所得金額が、48万円（令和元年分以前は38万円）以下となったことから、娘を扶養親族とした。 22－2 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用の結果、息子の合計所得金額が48万円（令和元年分以前は38万円）以下となったことから、息子を扶養親族とした。 22－3 夫の控除対象配偶者とされていた妻が、年内に夫が死亡し、その後息子に扶養されていた場合、夫か息子のどちらかの扶養親族にしかねないとした。 22－4 扶養親族に該当していた長男が、4月に死亡したことにより、12月31日時点では納税者と生計を一にしていないことから、長男は扶養親族に該当しないとして長男に係る扶養控除を認めなかった。 22－5 年途中で居住者から非居住者となった者について、その者の所得税の税額計算において、扶養親族等に該当するかどうかの判定の時期は全て非居住者となった時点で行うものとした。	22－1 扶養親族とは、居住者の親族等一定の者で生計を一にする者のうち、「合計所得金額」が48万円（令和元年分以前は38万円）以下の者（所法2①三十四）とされており、「合計所得金額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用しないで計算した場合における総所得金額等の各課税標準（分離課税の譲渡所得の金額は特別控除前）の合計額とされている（所法2①三十イ(2)）。 22－2 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかを判断する際の「合計所得金額」は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額である（措法37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2⑤、⑧）。 22－3 年途中で死亡した居住者の控除対象配偶者であっても、その後その年中において、他の居住者の扶養親族となった場合には、その者の扶養親族として控除の対象とすることができる（所基通83～84－1）。 22－4 その者が納税者の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判断する。 ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況により判断する（所法85③）。 事例の場合、長男は、死亡時において納税者と生計を一にしていたことから、扶養親族に該当する。 なお、納税者自身が年の途中で死亡又は出国した場合は、その時の現況により判断する（所法85①）。 22－5 年途中で居住者から非居住者となった者については、その者の居住者期間に生じた所得金額と非居住者期間内に生じた総合課税に係る国内源泉所得との金額の合計額について配偶者控除、扶養控除等を行うこととされているが、そ

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

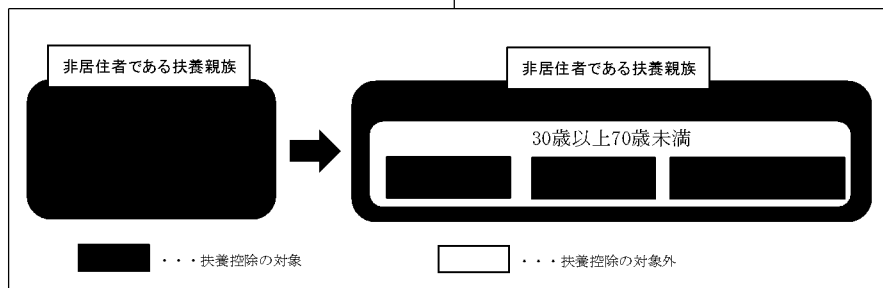
誤った取扱い	正しい取扱い
22－6 Aの妻Bは、Bの父親Cの介護のため、ここ数年Aと別居している。B及びCには収入がなく、毎月Aから生活費を受け取っている。 この場合、Cは、Aの老人扶養親族に該当するが、Aと同居していないため同居老人扶養親族とは認められないとした。★ 22－7 老人扶養親族が、病気治療のために1年以上長期入院している場合は、同居を常況としている者ではないので、同居老親等には該当しないとした。 22－8 共働きの夫婦のうち、一方の者の確定申告書に記載されている扶養親族を他方の者の扶養親族に所属を変更するための更正の請求及び修正申告が認められるとした。	の場合の扶養親族等の判定は、所法85の規定に準じ、次のとおり判定する（納税管理人の届出の有無により判定時期が異なる。）。 イ 納税管理人の届出をして非居住者となった者については、その年の12月31日 ロ 納税管理人の届出をしないで非居住者となった者については、その居住者でないこととなる時（出国の時） なお、ロの場合の合計所得金額の判定は、非居住者となった時点で見積もったその年1月1日～12月31日の扶養親族等の合計所得金額により行う（所基通85－1(2)、165－2）。 22－6 老人扶養親族が「当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者」である場合には、同居老親等に係る扶養控除等の特例が適用される（措法41の16①）。 したがって、CはAと同居していないが、Aの配偶者であるBと同居しているため、同居老人扶養親族と認められる。 22－7 病気治療のための入院である限り、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居を常況としている者として取り扱って差し支えない。 ただし、老人ホーム等に入所している場合は、その老人ホームが居所となるため、同居を常況とする者には該当しない（住民票の異動はなくても施設へ入所している場合は、当該施設が居所となる。）。 22－8 二以上の居住者の扶養親族に該当する場合の扶養親族の所属は、①予定納税額の減額申請書、②確定申告書、③扶養控除等申告書（給与・公的年金）に記載されたところによるから、これらの書類に該当しない更正の請求書や修正申告書によって扶養親族の所属を変更することは認められない（所法85⑤、所令219①、所基通85－2）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
22-9 確定申告をしないこととした上場株式等に係る配当所得の金額の合計額が48万円（令和元年前分以前は38万円）超であれば、他に所得がない場合でも扶養控除の適用ができないとした。	22-9 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかを判断する際の「合計所得金額」には、確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得は含まれない（措法8の5①、（参照）所基通2-41逐条解説）。 事例の場合、合計所得金額が0円であるので扶養控除の対象となる扶養親族に該当する。
22-10 国外に居住する配偶者と子について、配偶者に対してまとめて送金している場合は、配偶者に係る親族関係書類と送金関係書類の添付があることをもって、子に係る扶養控除についても認めた。★	22-10 平成28年分以降の送金関係書類は、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいうこととされている（所規47の2⑥）。 事例の送金関係書類は、配偶者（送金の相手方）のみに対する送金関係書類として取り扱い、子に対する送金書類として取り扱うことはできない。
22-11 国外に居住する父にSBIレミット（国際送金業者）から生活費を送金している場合、銀行口座からの送金でないことから扶養控除の対象とならないとした。	22-11 平成28年分以降、非居住者である親族を扶養控除の対象とする場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示が必要とされている。 送金関係書類の一つとして、金融機関が行う為替取引によって国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの（所規47の2⑥一）があるが、ここでいう金融機関とは、銀行だけでなく、内閣総理大臣の登録を受けた資金移動業者を含むとされている。そのため、銀行ではなく、SBIレミットのような送金業務を専門とする資金移動業者を介して送金した場合も対象となる。
22-12 国外に居住する親族（非居住者）で、現地において円換算すると113万円を超える給与収入を有する親族を扶養していることについて、当該親族の合計所得金額が48万円を超えるため扶養控除を適用できないとした。 なお、当該親族は国内における収入はない。	22-12 居住者に控除対象扶養親族がある場合は、その居住者の総所得金額等から一人につき38万円（区分により金額は異なる。）を差し引くことができ（所法84）、控除対象扶養親族の合計所得金額要件は48万円以下とされている（所法2①三十四）。 また、非居住者については、恒久的施設の有無による区分に従い、国内源泉所得について所得税が課される（所法7①三、164①一）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
22-13 令和5年分の確定申告において、国外に居住する扶養親族に対して、送金額が38万円未満であるにもかかわらず、扶養控除を適用した。 なお、当該扶養親族の年齢は30歳で、留学生又は障害者には該当しない。	以上のことから、控除対象扶養親族が非居住者である場合は、合計所得金額には国内源泉所得のみが算入され、国内源泉所得が48万円以下であることが要件となる。 事例の場合、非居住者である当該親族の有する現地の給与収入については国内源泉所得に該当せず、合計所得金額は48万円以下であることから、当該親族はその他の要件を具備していれば控除対象扶養親族に該当する。 22-13 令和5年1月1日以後、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のイ～ハに掲げる者のいずれにも該当しないものが除外された（令2改所法附則3）。 イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ロ 障害者 ハ 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
22-14 共に給与所得者である夫婦の夫が、特別障害者である同居の母親を控除対象扶養親族としてしている場合において、母親は夫の控除対象扶養親族であるため、妻が所得金額調整控除の適用を受けることはできないとした。 【23地震保険料控除】 23-1 平成19年分から損害保険料控除が廃止されたことから、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に基づく保険料の支払について	22-14 特別障害者である扶養親族を有する場合は、所得金額調整控除の適用がある。この控除は、扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。したがって、事例の場合には、夫婦の双方が所得金額調整控除の適用を受けることができる（措法41の3の11①）。 23-1 平成18年分の所得税まで適用されていた損害保険料控除は、平成19年分の所得税から地震などによる損害に係る保険料等のみを対象とする



誤った取扱い	正しい取扱い										
所得控除はできないとした。	地震保険料控除に改組されたが、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険料契約等」については経過措置が設けられており、従前の損害保険料控除同様の計算による控除（最高15,000円）が適用される（平18改所法附則10②）。 なお、短期損害保険料契約等に基づく保険料を支払った場合については、上記経過措置の適用はない。										
23－2 地震保険の付された満期返戻金のある損害保険契約（契約期間30年）に基づく保険料（地震保険料12,000円、火災保険料60,000円（満期返戻金あり））について、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円の合計27,000円を控除できるとした。	23－2 一つの損害保険契約等が、地震保険料控除の対象となる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれにも該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして控除額を計算することとされている（所法77、平18改所法附則10③）。 事例の場合、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円のいずれかを選択して控除を受けることとなる。										
【24基礎控除】											
24－1 Aの令和X年分の合計所得金額は3,000万円であるが、居住者であることから、基礎控除38万円の控除を受けることができたとした。	24－1 令和2年分以後、基礎控除については、38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人についてはその適用がないこととされた（所法86①、平30改所法附則1六イ）。 なお、令和元年分以前の基礎控除額については、合計所得金額にかかわらず、一律38万円である。 《令和2年分以後の基礎控除》 <table><tr><th>個人の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円（適用なし）</td></tr></table>	個人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円（適用なし）
個人の合計所得金額	控除額										
2,400万円以下	48万円										
2,400万円超 2,450万円以下	32万円										
2,450万円超 2,500万円以下	16万円										
2,500万円超	0円（適用なし）										

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【25配当控除】 25－1 申告分離課税を選択した配当所得について、配当控除が適用できるとした。 25－2 外国法人からの配当所得について配当控除を適用した。 25－3 みなし配当については、配当控除は適用されないとした。 25－4 課税総所得金額等（所得控除後）が 1,000万円を超えている場合に、配当控除額を全部10%で計算した。 25－5 配当控除額の計算に当たって、課税総所得金額等が1,000万円を超えるかどうかについては、課税総所得金額に課税退職所得金額、課税山林所得金額及び全ての申告分離課税の課税所得金額を合計して判定するとした。	25－1 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の申告については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができるが、配当控除が適用できるのは、総合課税を選択した場合のみである（措法8の4①後段）。 25－2 外国法人からの配当は、配当控除の対象となる配当から除かれている（所法92①括弧書）。 25－3 「みなし配当」とは、法人の合併等において、交付の原因となった法人の株式又は出資に対応する金額を越える部分に係る金銭その他の資産について、所法24①に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすものである（所法25①）。 一方、配当控除とは、所法24①に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等を有する場合に、所得税額から一定額を控除する制度であり、上記のとおり「みなし配当」は所法24①に規定する剰余金の配当等とみなされることから、配当控除の対象となる（所法92①）。 25－4 配当所得の金額のうち、課税総所得金額等から1,000万円を差し引いた金額までは5%の配当控除になる（所法92①）。 25－5 配当控除額を計算する際の「課税総所得金額等」は、 ① 課税総所得金額、 ② 上場株式等に係る課税配当所得の金額 ③ 課税長期譲渡所得金額 ④ 課税短期譲渡所得金額 ⑤ 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 の合計額をいう（措法8の4③四、31③四、32④、37の10⑥六、37の11⑥、41の14②五）。 したがって、課税退職所得金額及び課税山林

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																
25－6 事業所得の赤字と配当所得の金額とを損益通算した結果、総所得金額が0になるため、配当控除の適用はないとした。	25－6 損益通算や純損失又は雑損失の繰越控除により総所得金額が0になる場合であっても、その年分に山林所得、退職所得、分離課税の譲渡所得などがあるときは、その所得税額から配当控除を受けることができる（所法92②）。																
〔例〕 <table><tr><td>事業所得</td><td>△2,500万円</td></tr><tr><td>配当所得</td><td>2,500万円</td></tr><tr><td>分離長期譲渡所得</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>所得控除額</td><td>280万円</td></tr></table> 課税総所得金額 2,720万円 所得控除額 280万円	事業所得	△2,500万円	配当所得	2,500万円	分離長期譲渡所得	3,000万円	所得控除額	280万円	配当所得 2,500万円 1,000万円 配当控除 5％部分 1,720万円 配当控除 10％部分 780万円 その他の部分								
事業所得	△2,500万円																
配当所得	2,500万円																
分離長期譲渡所得	3,000万円																
所得控除額	280万円																
《参考：確定申告書等作成コーナーにおける誤りやすい事例》 ○ 庁ホームページの確定申告書等作成コーナーにおいて特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した配当所得の「外貨建資産割合」及び「非株式割合」を入力する際、支払通知書において「制限なし」や「約定規定なし」と記載されているものを「記載なし」として入力した。	○ 外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」又は「約定規定なし」であるものは、配当控除の対象とならない配当等であることから、「75％超」として入力する。 なお、特定口座（源泉徴収あり）で受領した配当所得を入力する際には、特定口座年間取引報告書に記載された内容を確認し、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」又は「約定規定なし」であるものは「外貨建資産割合又は非株式持ち株割合のいずれか高い方の割合が75％超であるもの」の欄に入力する。																
《特定証券投資信託の収益の分配があるときの配当控除の適用》 <table><tr><th>非株式割合 外貨建資産割合</th><th>50％以下</th><th>50％超75％以下 （一般外貨建証券投資信託）</th><th>75％超 （特定外貨建証券投資信託）</th></tr><tr><th>50％以下</th><td>5％ （2.5％）</td><td>2.5％ （1.25％）</td><td>0</td></tr><tr><th>50％超75％以下 （一般外貨建証券投資信託）</th><td>2.5％ （1.25％）</td><td>2.5％ （1.25％）</td><td>0</td></tr><tr><th>75％超 （特定外貨建証券投資信託）</th><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ かつこ書きは課税総所得金額等が1,000万円超、かつ、課税総所得金額等から配当所得を控除した金額が1,000万円以上の場合を示す。		非株式割合 外貨建資産割合	50％以下	50％超75％以下 （一般外貨建証券投資信託）	75％超 （特定外貨建証券投資信託）	50％以下	5％ （2.5％）	2.5％ （1.25％）	0	50％超75％以下 （一般外貨建証券投資信託）	2.5％ （1.25％）	2.5％ （1.25％）	0	75％超 （特定外貨建証券投資信託）	0	0	0
非株式割合 外貨建資産割合	50％以下	50％超75％以下 （一般外貨建証券投資信託）	75％超 （特定外貨建証券投資信託）														
50％以下	5％ （2.5％）	2.5％ （1.25％）	0														
50％超75％以下 （一般外貨建証券投資信託）	2.5％ （1.25％）	2.5％ （1.25％）	0														
75％超 （特定外貨建証券投資信託）	0	0	0														

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【26分配時調整外国税相当額控除】 26－1 投資信託に係る収益の分配等を確定申告する際に、特定口座年間取引報告書に記載された「上場株式配当等控除額」は申告に関係ないとした。 【27外国税額控除】 27－1 不動産所得及び配当所得に係る外国所得税について、不動産所得に係る外国所得税を不動産所得の必要経費に算入し、配当所得に係る外国所得税を外国税額控除の対象とした。 27－2 令和X1年中に生じた国外所得に係る外国所得税を令和X2年に納付したが、令和X2年には国外所得が発生していないため、外国税額控除の適用はないとした。	26－1 令和2年分以降の確定申告において、上場株式等の配当を申告し、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等に「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」等を添付し、申告書等の「外国税額控除等」の欄に記載することとされた（所法93②）。 特定口座年間取引報告書に記載された「上場株式配当等控除額」の金額は、証券会社等が計算した分配時調整外国税相当額控除の額であるため、上記明細書に転記して、本件税額控除の計算を行う。 27－1 その年の外国所得税について、必要経費に算入するか外国税額控除の適用を受けるかどうかの選択は、各年ごとに、その年中に確定した全ての外国所得税について行わなければならないが、外国所得税額の一部について外国税額控除の適用を受ける場合、外国所得税額の全部が必要経費に算入できないこととなる（所法46、所基通46－1、95－1）。 外国所得税額について必要経費算入ができるものは、①不動産、事業、山林、一時又は雑所得に限られており、②利子、配当、給与、退職又は譲渡所得については、二重課税を調整する方法としては、外国税額控除によるしかない。 したがって、②に係る外国所得税について外国税額控除の適用を受ける場合は、①に係る外国所得税についても外国税額控除の対象とすることとなり必要経費に算入することはできない。 また、①に係る外国所得税を必要経費に算入する場合は、②に係る外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることはできない。 27－2 外国税額控除は、居住者が、外国所得税を納付することとなる各年において、その年分の国外所得を基に計算した控除限度額を限度として、その年分の所得税の額から控除するものである（所法95①）。 したがって、外国所得税を納付した年分（令和

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	X2年）に国外所得がない場合は、控除限度額が0円となるため、原則として外国税額控除は適用できない。 しかしながら、外国所得税額が控除限度額に満たない場合は、その満たない部分を控除限度額として翌年以後3年間繰り越すことができる（所法95②、所令222、224）。 事例の場合、令和X2年に国外所得はないが、令和X1年に国外所得があるため、令和X1年分において計算される控除限度額を令和X2年に繰り越す確定申告をしていた場合、令和X2年において外国税額控除の適用を受けることができる。 $\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} = \text{外国税額控除の限度額}$ ※ 当初申告要件はないため、繰り越された令和X2年分の確定申告において外国税額控除を適用する旨の記載がなかった場合でも、更正の請求等により適用を受けることができる（所法95⑩⑪）。 27－3 外国税額控除を適用する際の控除限度額の計算において、「その年分の所得総額」は、申告分離課税の株式に係る譲渡損失やその繰越控除がある場合、当該損失や繰越控除を適用した後の金額で計算した。 27－3 「その年分の所得総額」は申告分離課税の株式に係る譲渡損失やその繰越控除がある場合、当該損失や繰越控除を適用する前の金額で計算することとなる（所令222②③、措法28の4⑤、措令4の2⑨、19②④、20⑤、21⑦、25の8⑩⑥、25の9⑬、25の11の2②⑩、25の12の3②④、26の7⑬一、26の7の2⑭一、26の23⑥、26の26⑪）。 27－4 外国税額控除の控除限度額の計算において、「その年分の調整国外所得金額」を、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用した後の金額で計算した。 27－4 「その年分の調整国外所得金額」は、純損失又は雑損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小子会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除や先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の国外所得金額をいう。 したがって、上場株式等の譲渡損失の繰越控除がある場合、当該繰越控除を適用しないで計算することとなる（措令25の11の2②⑩による読替適用後の所令221の3②、221の6①、措令25の12の3②④、26の7⑬一、26の7の2⑭、26の

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

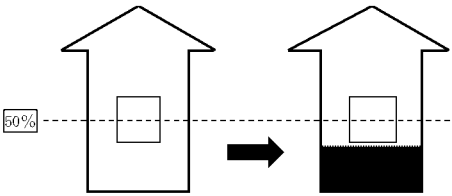
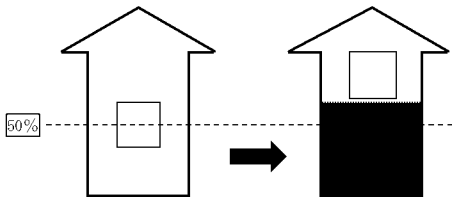
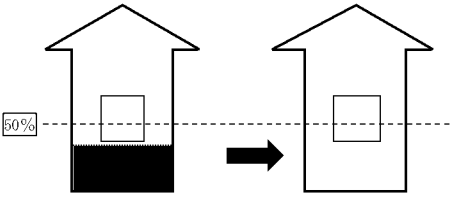
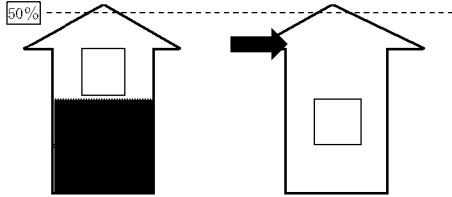
誤った取扱い	正しい取扱い
27-5 わが国と租税条約を締結していない国で課された外国税額については、外国税額控除の適用はできないとした。★ 【28住宅借入金等特別控除】 28-1 個人が住宅借入金等を有する住宅の新築をし、令和4年中に自己の居住の用に供した場合の控除率は、一律0.7%であるとした。	26⑩、所基通95-10)。 なお、平成30年分以前は、「その年分の調整国外所得金額」については、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小子会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受ける場合には、その適用後の金額で計算することとされていた（純損失又は雑損失の繰越控除についてはその適用前の金額で計算）。 27-5 租税条約の締結は、外国税額控除の適用要件とはなっていない（所法95①、所令221③）。 28-1 令和4年中に居住の用に供した場合、控除率は、原則0.7%である（措法41④）。 例外として、住宅の取得等が特別特定取得（住宅の取得価額に係る消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等）に該当し、その契約が次のイ又はロの期間になされ、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合において、一定の要件を満たす場合は、控除率1%（控除期間13年間）を選択できる（新型コロナ税特法6の2①、新型コロナ税特令4の2①）。 イ 家屋の新築の場合 請負契約の締結日が令和2年10月1日から令和3年9月30日まで ロ 分譲住宅又は既存住宅の取得、家屋の増改築等の場合 売買契約又は増改築等に係る工事請負契約の締結日が令和2年12月1日から令和3年11月30日まで なお、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置の影響により入居が遅れたことは適用要件とされていない（新型コロナ税特法6の2①②③、新型コロナ税特令4の2①）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-2 令和4年1月1日以後居住の用に供した中古の認定住宅について、住宅借入金等特別控除の計算における借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とした。	28-2 令和4年1月1日以後に居住の用に供した、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額はいずれも3,000万円、控除期間は10年、控除率は0.7%とされた（措法41⑩⑪⑫）。
28-3 住宅借入金等特別控除の適用において、生計を一にする親族からの取得については、取得後生計を別にする場合であっても住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。	28-3 生計を一にする親族から住宅を取得した場合であっても、取得後生計を別にしていれば、他の要件を満たす限り、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（措法41①、措令26②）。
28-4 Aは離婚に伴う財産分与により前夫B所有の住宅を取得したが、財産分与により取得した場合には、居住要件等その他の要件を満たしていたとしても、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。	28-4 Aの取得した住宅は前夫から贈与ではなく財産分与により取得したものである。また、既に離婚していることから生計を一にする親族等からの既存住宅の取得にも該当しないことから、居住要件等その他の要件を満たしていれば、Aは住宅借入金等特別控除を受けることができる（措法41①、措令26②）。 なお、財産分与により取得した家屋が既に住宅借入金等特別控除の適用を受けている共有家屋の持ち分である場合には、当初から保有していた共有部分と追加取得した共有部分（既存住宅の取得となる。）のいずれについても住宅借入金等特別控除を受けることができる（平21.2.20裁決）。
28-5 認定長期優良住宅による住宅借入金等特別控除の適用を受けるための添付書類のうち、「認定通知書」の写しに代えて、評価機関の発行する「適合証」の写しによることもできるとした。	28-5 認定長期優良住宅による住宅借入金等特別控除の適用を受ける際の添付書類の一つに、「認定通知書」の写しが要件とされている（措規18の21⑬一）。 事例の「適合証」は所管行政庁へ認定通知書を申請する際に添付するものであり、「認定通知書」に代えることはできない。
28-6 住宅借入金等特別控除を適用する旨の還付申告書を提出するに当たって、住宅借入金等特別控除に係る添付書類として登記事項証明書を必ず添付しなければならないとした。	28-6 住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする者は、不動産識別事項等の提供をすることにより、登記事項証明書の添付を要しないこととされているため、登記情報連携システムの利用

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28－7 令和4年1月1日以後に居住の用に供した木造の既存（中古）住宅について、昭和60年中の建築であったため、築年数が20年を超えているとして、耐震基準適合証明書についても提出するよう指導した。 28－8 令和6年1月以後に新築された省エネ基準に適合しない住宅については、全て住宅借入金等特別控除の対象にならないと説明した。 28－9 「住宅取得資金贈与の特例」を受けた場合の「住宅借入金等特別税額控除額」の対象となる金額の判定に当たって、「借入金の年末残高」と当該特例の適用を受けた金額を差し引く前の「家屋等の取得対価の額」のどちらか少ない方で判定し、住宅借入金等特別税額控除額の計算を行った。	により、①「不動産登記事項証明書の原本の添付」、②「不動産識別事項の記載による添付省略」又は③「不動産登記事項証明書の写しの添付」のいずれかの対応によることとなる。 したがって、事例の場合、登記事項証明書の添付に代えて、不動産識別事項を計算明細書に記載することにより添付を省略することができる（デジタル手続法11、デジタル手続令5）。 （注）「不動産識別事項等」とは、土地の地番及び建物の家屋番号又は不動産識別事項をいう。 28－7 令和4年1月1日以後に居住の用に供した既存住宅については、築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）に代えて、新耐震基準に該当することが要件とされ、昭和57年1月1日以後に建築された家屋については、新耐震基準に適合している家屋とみなすこととなる（措法41①、措令26③）。 したがって、耐震基準適合証明書の提出を求める必要はない。 28－8 令和6年1月以後に建築確認を受けた省エネ基準に適合しない新築住宅については、住宅借入金等特別控除の対象にならないが、令和6年に新築された住宅であっても、①建築基準法に規定する「確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」により証明された令和5年12月31日以前に建築確認を受けている家屋又は②「登記事項証明書」により証明された令和6年6月30日以前に建築された家屋であれば住宅借入金等特別控除の対象となる（措法41⑦、措令26⑬）。 28－9 住宅取得資金の贈与の特例（措法70の3）を受けた場合においては、先に家屋等の取得対価の額から当該特例の適用を受けた金額を差し引き、その残額と借入金の年末残高とのどちらか少ない金額が住宅借入金等特別控除の対象となる（措令26⑥⑭）。

誤った取扱い	正しい取扱い
28-10 住宅借入金等特別控除の適用期間中に家屋の床面積の居住用割合が60%から40%に減少したが、引き続き住宅借入金等特別控除の適用が受けられるとした。	28-10 住宅借入金等特別控除は、家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されている家屋を取得等して、適用年まで引き続き居住の用に供していることが要件とされている（措法41①、措令26①、③）。 この要件は、家屋の取得の年だけでなく適用年にも充足している必要があることから、取得時に要件を満たす家屋であったとしても、居住の用に供されている家屋の床面積が2分の1に満たないこととなった年以後については、住宅借入金等特別控除の適用は受けられない。 〈取得した年〉 〈適用年〉  ① 居住用割合が減少した年の年末の居住割合を基に計算  ② 減少した年以後適用なし 〈取得した年〉 〈適用年〉  ③ 居住用割合が増加した年の年末の  ④ 住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を取得していないため ■ 部分は、居住用以外の部分を示す。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-11 住宅借入金等特別控除（契約日及び入居日ともに令和4年中）の適用において、要件の一つである所得基準（2,000万円）を判定する際、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断した。	28-11 事例の場合、住宅借入金等特別控除の適用は、合計所得金額が2,000万円以下である年とされており、分離課税の譲渡所得については特別控除前の金額で行う（所法2①三十イ(2)括弧書、措法31①③、32①④、41①）。 なお、令和4年中の入居であっても、特別特例取得に該当する場合で一定の要件を満たす場合の所得基準は3,000万円、特例特別特例取得に該当する場合で一定の要件を満たす場合の所得基準は1,000万円であることに留意する。
28-12 土地の所有者を父、家屋の所有者を子として土地付き家屋を購入した場合、それぞれに住宅借入金等特別控除を適用した。	28-12 土地付き家屋を購入した場合に住宅借入金等特別控除の対象となるのは、家屋の購入とともにするその家屋の敷地の取得に要する資金に充てるための借入金とされていることから、事例の場合、父は、土地の購入しかしていないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない（措令26⑨）。
28-13 夫婦共有（持分1/2づつ）の家屋について、すまい給付金を夫20万円、妻25万円交付を受けた場合の住宅借入金等特別控除額の計算の際、交付を受けた合計額45万円を計算明細書の交付を受ける補助金等の額の欄に記載し、各人の計算明細書を作成した。	28-13 共有持分を有する家屋に関し、すまい給付金の交付を受ける場合には、実際に交付を受けた金額ではなく、給付基礎額（持分割合を乗ずる前の金額）を記載することとなる。 なお、給付基礎額が不明な場合は、給付額÷家屋の共有持分で計算した金額を記載することとなる。 （例） 夫：補助金等の額20万円÷1/2＝40万円 40万円を給付基礎額として計算明細書に記載 妻：補助金等の額25万円÷1/2＝50万円 50万円を給付基礎額として計算明細書に記載 （注）1 すまい給付金は、持分保有者の収入額（都道府県民税の所得割額）に基づき給付基礎額が決定され、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額が給付される。 2 すまい給付金制度は、令和3年12月末までに引き渡され入居が完了した住宅が交付対象となる。ただし、一定の期間内（家屋の新築は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅及び既存住宅の取得は令和2年12月

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-14 夫婦共有の家屋（取得価額4,000万円）を妻単独名義（夫は連帯保証人）の借入金4,000万円で購入した翌年以降に、借入金の契約を変更して妻名義2,000万円、夫名義2,000万円の借入金に変更した場合、変更の年以後の年分について夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるとした。	1日から令和3年11月30日まで）に契約した場合は、令和4年12月末までに引き渡され、入居が完了した住宅が交付対象となる。 28-14 住宅借入金等特別控除は、政令で定める家屋を取得等して、取得等に係る借入金等を有していることが要件とされている（措法41①）。 事例の場合、夫は連帯保証人にすぎず、家屋の取得時に借入金等を有していない。 したがって、その後、夫名義の借入金が発生したとしても、その借入金は新たに生じた債務であり、家屋の取得等のための借入金を借り換えるものには当たらないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。 なお、当初の借入れが妻単独の借入れではなく、妻と夫の連帯債務である場合においては、夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。
28-15 新築の日前2年以内に、金融機関等からの借入金により先行取得した土地等について、家屋を目的とする抵当権が設定されていないにもかかわらず、その土地等に係る借入金を控除対象とした。	28-15 家屋の敷地の用に供する土地等を新築の日前2年以内に取得（先行取得）した場合にその土地等の取得に要する借入金が金融機関等からの借入金である場合には、家屋を目的とする抵当権が設定されていなければ控除対象とならない（措法41①一、措令26⑨六イ）。 なお、国家公務員共済組合等からの借入金又は債務については、債務者又は敷地の購入者が一定期間内に居住用家屋の建築を行うことが貸付条件とされており、かつ、条件に沿ってなされたことについて債権者の確認を受けている場合などにおいては、家屋を目的とする抵当権の設定がなくても対象となる（措法41①一、措令26⑨六ロ）。
28-16 定期借地権付住宅の購入資金に充てるための借入金についても、住宅借入金等特別控除の対象となり得るが、地主に対して権利金を支払う場合と、保証金を支払う場合とで同じ取扱いをした。	28-16 借地権の設定の対価として、地主に権利金を支払う場合には、その権利金の支払に充てるための借入金は、原則として控除対象となる。 借地権の設定に際して、地主に保証金を預託する場合には、その保証金そのものは借地権の設定の対価ではないため、その支払に充てるた

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	めの借入金は、控除対象とはならない。 しかし、その定期借地権を設定した日の属する年の月における基準年利率未満の約定利率による利息の支払があるとき又は支払うべき利息がないときは、基準年利率による一定の計算方法によって計算した金額を土地等の取得の対価の額として取り扱うこととされ、その取得対価の額に相当する借入金を、原則として控除対象とする（措通41-28、財産評価基本通達27-3(2)）。 （注）「基準年利率」とは、財産評価基本通達4-4に掲げる利率をいう（令6.5.22付課評2-27「令和6年分の基準年利率について（法令解釈通達）」参照）。
《財産評価基本通達 27-3(2)》 $\text{保証金等の額に相当する金額} - \left[\text{保証金等の額に相当する金額} \times \frac{\text{定期借地権等の設定期間年数に 応 じ る 基 準 年 利 率 の 複 利 現 価 率}}{\text{定期借地権等の設定期間年数に 応 じ る 基 準 年 利 率 の 複 利 現 価 率}} \right] - \left[\text{保証金等の額に相当する金額} \times \frac{\text{約定利率} \times \text{定期借地権等の設定期間年数に 応 じ る 基 準 年 利 率 の 複 利 年 金 現 価 率}}{\text{定期借地権等の設定期間年数に 応 じ る 基 準 年 利 率 の 複 利 年 金 現 価 率}} \right]$ 【計算例】（令和6年3月に保証金 1,500 万円、設定期間 50 年の一般定期借地権で、契約終了時に無利息で返還する契約を締結） $\begin{array}{l} \text{(保証金の額)} \\ 1,500 \text{ 万円} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{(保証金の額)} \\ 1,500 \text{ 万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(設定年数 50 年に 応 じ る } \\ \text{年 1.00\% の複利現価率} \text{ (注))} \\ 0.608 \end{array} \right] = \begin{array}{l} \text{(適用対象金額)} \\ 5,880,000 \text{ 円} \end{array}$ （注）令和6年3月の基準年利率は 1.00%	
28-17 年末に住宅借入金の繰上返済をした結果、借入先から送付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載された年末残高の予定額より実際の残高が少なくなったが、予定額に基づき、住宅借入金等特別控除の計算を行った。	28-17 住宅借入金等特別控除額の計算は、その年の12月31日における住宅借入金等の金額の合計額を基に計算することとされている（措法41②③④、41の2）。 事例の場合、12月31日における実際の住宅借入金等の残高を基に、住宅借入金等特別控除額の計算をすることとなる（措通41-22）。 なお、繰上返済等の結果、当初からの償還期間が10年未満となる住宅借入金等については、繰上返済等をしたその年分以後、住宅借入金等特別控除の適用はできない（措通41-19）。
28-18 住宅借入金等特別控除の適用を受けている者が、住宅借入金の借換えをした場合、当初の住宅借入金と新たな住宅借入金の償還期間の合計が10年以上であれば、住宅借入金等特別控除の	28-18 住宅借入金等の借換えをした場合は、新たな借入金が次の要件等を満たす場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金として取り扱われる（措通41-16）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
適用を受けられることとした。	① 新たな借入金が当初の借入金の返済のためのものであることが明らかであること ② 新たな借入金の償還期間が10年以上であること したがって、新たな借入金の償還期間が10年未満であれば適用されない（措通41-19）。 なお、新たな借入金の当初金額が借換え直前の当初借入金残高を上回っている場合には次の算式により計算した金額が対象となる住宅借入金等の年末残高となる。 $\text{借換えによる新たな住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$
28-19 当初借入金の償還期間が10年未満であったため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができなかった場合は、適用期間中に償還期間を10年以上に変更した場合であっても、その後、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。	28-19 借入金の償還期間が10年未満であったため住宅借入金等特別控除を適用できなかった場合であっても、翌年以後に償還期間を10年以上に変更すれば、変更した年分から入居後10年（又は13年）を経過するまでの年分については、住宅借入金等特別控除を適用できる（措法41①一～四）。
28-20 金融機関からの借入れであっても、金利が0.2%未満の借入金は住宅借入金等特別控除の対象とならないとした。	28-20 償還期間が10年以上で、割賦償還の方法により返済することとされている金融機関からの借入金である場合には、その利率が0.2%未満であっても、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金に該当する（措法41①一、四、41㉓、措令26㉔一、二、措規18の21㉔、措通41-21）。 （注）金利が0.2%未満の場合に対象外となるのは、給与所得者等が使用者等から、使用人である地位に基づいて借り入れた借入金又は債務である。
28-21 住宅借入金等特別控除の再適用に当たり、2年間の予定で海外赴任することになったが、海外赴任期間中、居住していた家屋を3年間賃貸することから、2年後に帰国後、1年間賃貸住	28-21 住宅借入金等特別控除の再適用の要件として、転任の命令に伴う転居等により家屋に居住しないこととなった後に、再びその家屋に居住することを要件としているが、転任の命令に伴

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
宅に入居しその後、自己の家屋に再居住するため、再適用は認められないとした。	う転居等の事由が解消してから再居住するまでの期間に制限は設けられていない（措法41⑳）。 したがって、転任の命令に伴う転居に基因して居住の用に供しなくなった後、再居住するのであるから、他の要件を満たせば住宅借入金等特別控除の再適用は認められる。 なお、再居住した年の途中まで家屋を賃貸していた場合には、再居住した年の翌年から再適用が認められる。
28-22 海外赴任中（非居住者）、帰国後に居住するための住宅の取得等をした場合、非居住者期間中に取得等をした住宅について、住宅借入金特別控除の適用はできないと指導した。★	28-22 平成28年4月1日以後に住宅の取得等をする場合、居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合にも適用できることとされた（措法41）。 なお、平成28年3月31日以前に取得した場合には、居住者のみである（平28改措法附則76）。
28-23 Aは、令和X1年に新規住宅をその居住の用に供したが、その3年後（令和X4年）に従前住宅を譲渡した。 この場合において、従前住宅の譲渡につき、居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法35①）の適用を受ける場合であっても、新規住宅について、住宅借入金特別控除の適用を受けることができるとした。	28-23 新規住宅をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年、その年の前年、前々年又は翌年以後3年以内（令和2年3月31日以前に従前住宅を譲渡する場合は翌年以後2年以内）の各年中において、従前住宅等を譲渡した場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金特別控除の適用を受けることはできない（措法41㉔㉕、令2改措法附則71、75）。 イ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の3） ロ 居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法35①） ハ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2、36の5） ニ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5） （注）上記各年中において、先行して新規住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用している場合は、当該控除を否認する義務的修正

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い			正しい取扱い				
			申告をすれば従前住宅の譲渡に係る特例を適用することができるが、先行して従前住宅の譲渡に係る特例を適用している場合は、新規住宅の譲渡に係る住宅借入金等特別控除を適用することはできないことに留意する。				
《重複適用の可否》							
年分		前々年	前年	居住の用に供した年	1年目	2年目	3年目
従前住宅の譲渡の時期							
令和2年3月31日以前		×	×	×	×	×	
令和2年4月1日以後		×	×	×	×	×	
28－24 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用と、買換え資産の取得に係る住宅借入金等特別控除の適用は、重複できないとした。			28－24 居住用財産の譲渡損失の金額が生じた場合には、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例（措法41の5）と住宅借入金等特別控除は重複適用できる（措法41㉔㉕）。				
28－25 平成29年4月に、A（給与所得者）から中古のマンションを購入した納税者に対し、当該マンションの取得は「特定取得」に該当する旨説明した。★			28－25 「特定取得」とは、その住宅の取得等をした家屋の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、8％又は10％の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいう（措法41㉕）。 事例の場合、個人間の売買契約であり、住宅の取得等に係る対価の額等に消費税は課されないため、「特定取得」に該当しない。				
28－26 ソーラーパネル葺住宅（建材型ソーラーパネルを使用したもの）を取得した者の住宅借入金等特別控除額の計算について、建材型ソーラーパネルの取得対価相当額を家屋の取得価額に含めなかった。 また、売電による収入があるため、居住用割合については、面積あん分しなければならないとした。			28－26 ソーラーパネル葺住宅及び家屋と一体として取得した据置型のソーラーパネルの取得価額も家屋の取得対価の額に含まれる（措通41－24）。 また、売電による収入がある場合にも、その設備は建物の一部又は建物と一体として取得するものであるから、居住用割合のあん分計算をする必要はない（措令26㉗）。				
＜特別特定取得＞							
28－27 令和2年8月に、新築住宅（消費税額等合計額の金額が10％の税率により課されるべきも			28－27 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税額等合計額の金額が10％の税率				

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
の)を居住の用に供し、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、控除期間は10年間であると説明した。 <特例取得> 28-28 令和2年2月に新築住宅に係る請負契約(同年11月引渡し予定)を締結したが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が遅延したため、令和3年1月に新築住宅の引渡しを受け入居することとなった。 この場合、令和2年12月31日までに居住の用に供していないことから、住宅借入金等特別控除の適用期間は、令和3年からの10年間であると説明した。	により課されるべきものである場合の住宅を居住の用に供した場合については、控除期間は13年間となる。 なお、11年目から13年目までの3年間は、各年末の借入金等の金額に1%を乗じた金額と消費税増税分にあたる「建物購入金額(税抜)の2%」の金額を3で除した金額のいずれか少ない金額を控除することとなる。(措法41⑮ないし⑰) (注) 新型コロナウイルス感染症等の影響による特例については、<u>問28-28</u>を参照 28-28 住宅の取得等で特別特定取得(消費税額等合計額の金額が10%の税率により課されるべきもの)に該当するものをした個人が、特別特定取得をした家屋を、令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、 ① 新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかったこと ② 注文住宅を新築する場合、家屋の特別特定取得に係る契約が令和2年9月30日まで(分譲住宅・既存住宅を取得する場合又は増改築等をする場合は令和2年11月30日まで)に締結されていること ③ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供すること の各要件を満たせば、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間の特例(控除期間13年間)を適用できる(措法41⑮⑯、新型コロナ税特法6④⑤、新型コロナ税特令4③)。 事例の場合、上記①～③の各要件を満たすことから、住宅借入金特別控除の適用期間は、令和3年からの13年間となる。
28-29 令和元年10月30日に中古住宅を購入し、その後、増改築工事(令和2年2月15日契約締結)を行い令和2年4月15日に入居する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で増改	28-29 既存住宅の取得をし、かつ、当該既存住宅をその者の居住の用に供する前に当該既存住宅の増改築等をした個人が、当該既存住宅をその取得の日から入居までに6月以内にその者の居住

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
築工事が長引き（令和2年5月30日工事完了）、入居できたのは令和2年6月1日であった。 この場合、中古住宅の取得日から6か月以内に入居していないため、中古住宅の取得部分については、住宅借入金等特別控除を適用できないとした。	の用に供することができなかった場合において、 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、既存住宅を取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかったこと ② 増改築等の契約が、既存住宅の取得の日から5月を経過する日又は新型コロナ税特法の施行の日（令和2年4月30日）から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結されていること ③ 増改築等の日から6月以内に当該既存住宅をその者の居住の用に供すること の各要件を満たす場合には、住宅借入金等特別控除を適用できる（措法41①③、新型コロナ税特法6①②、新型コロナ税特令4①）。 事例の場合、上記①～③の各要件を満たすことから、中古住宅の取得部分についても、住宅借入金等特別控除を適用できる。 （注）特別特定取得については問28－27参照
＜特例特別特例取得＞ 28－30 床面積が50㎡未満の家屋については、住宅借入金等特別控除の適用は一切できないとした。	28－30 新型コロナウイルス感染症の影響等により、住宅を取得する環境が厳しくなっている中で、幅広い購入層の需要を喚起する観点から経済対策として、上記28－29記載の期間に住宅の特別特例取得の契約をし、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、合計所得金額が1,000万円以下の者については、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、住宅借入金等特別控除が適用される（新型コロナ税特法6の2④）。 また、令和4年度の税制改正により、令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合は、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅（新築又は建築後使用されたことのないものの取得に限る。）であれば、合計所得金額が1,000万円以下の者については、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、住宅借入金等特別控除が適用される（措法41②④、措令26③）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【29住宅耐震改修特別控除】 29－1 地震に備えて、昭和60年に新築した家屋の耐震改修工事を行い、その費用の10%相当額を住宅耐震改修特別控除として、所得税額から控除した。	29－1 令和7年12月31日までに個人が住宅耐震改修を行った場合で、一定の要件（※1）を全て満たすとき、一定の金額（※2）をその年分の所得税額から控除できる（措法41の19の2、措令26の28の4、措規19の11の2）。 事例の場合、昭和56年5月31日以前に建築されたものではないことから、一定の要件を満たしておらず、住宅耐震改修特別控除を適用できない。 ※1 一定の要件とは、以下の要件をいう。 ① 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋であること ② 耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕または模様替えをいう。以下同じ。）をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること ③ 2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること ※2 一定の金額とは、以下の金額をいう。 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の10%に相当する金額（100円未満切捨て） ① 平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に耐震改修工事をした場合の限度額・・・25万円 （注）特定取得でない場合は最高20万円 ② 令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に耐震改修工事をした場合の限度額・・・25万円
29－2 会社員である個人が、自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修工事を行ったが、その後勤務先の転勤命令により、その年の12月末まで引き続き居住することができなくなったため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。	29－2 住宅耐震改修特別控除の要件は問29－1のとおりであるが、その年の12月末まで引き続き居住することは要件とされていない（措法41の19の2）。 したがって、当該耐震改修工事を行ったときにおいて、その家屋を居住の用に供していれば住宅耐震改修特別控除の適用を受けることができる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
29－3 住宅耐震改修工事を行い、地方公共団体から「住宅耐震改修証明書」の交付を受けたが、増改築に係る住宅借入金等特別控除を受けたため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。 29－4 住宅耐震改修特別控除の適用年分について、住宅耐震改修証明書の「証明書日付」の属する年とした。 29－5 家屋の所有者以外の者が、居住している当該家屋について耐震改修工事を行った場合、住宅耐震改修特別控除の適用を受けることはできないとした。	29－3 住宅借入金等特別控除の要件及び住宅耐震改修特別控除の要件（問29－1参照）を満たせば、重複適用は可能である。 ただし、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除（措法41㉟）の適用を受ける場合は、住宅耐震改修特別控除を適用できない（措法41㉟括弧書）。 29－4 住宅耐震改修特別控除の適用年分は、住宅耐震改修証明書に記載された「耐震改修が完了した日」の属する年分となる（措通41の19の2－1）。 29－5 措法41の19の2によると、「個人がその居住の用に供する一定の家屋の耐震改修を行った場合」と規定されており、住宅借入金等特別控除（新築又は中古家屋の取得）のように「個人が所有している家屋」という要件は付されていない（措法41㉟、41の3の2㉟）。 したがって、当該家屋を居住の用に供する個人であれば、住宅耐震改修特別控除の適用を受けることができる。
【30確定申告】 30－1 給与所得が1か所（年末調整済）で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下である納税者は、確定申告を要しない者であるから、医療費控除の適用を受けるための還付申告書を提出するときにも、給与所得のみで申告すればよいとした。 30－2 同族会社の役員（給与所得の年末調整済）が、その法人から貸付金利息を受け取っている場合、その金額が20万円以下であれば、確定申告の必要はないとした。	30－1 確定申告を要しない者（所法121）が、還付申告書を提出する場合には、給与所得及び退職所得以外の20万円以下の所得も申告に含める必要がある（所法122①）。 30－2 同族会社の役員については、年末調整済の給与（1か所）以外に、その同族会社から貸付金利息、不動産等の使用料の支払を受けている場合には、それらの所得を含めて計算した税額から配当控除及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除の金額を控除した後の税額がある限り確定申告をしなければならない（所法120①、121①ただし書、所令262の2、措法41の2の2㉟二）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	なお、同族会社からの貸付金利子は通常雑所得に当たる。 （注）令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書については、上記のとおり計算した所得税の額の合計額が配当控除等の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、又は控除しきれなかった予納税額があるときは、その申告書の提出を要しない。
30－3 2か所以上から源泉徴収の対象となる給与の支払を受けている者で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える場合は、確定申告しなければならないとした。	30－3 事例の場合でも、その年中に支払を受ける給与の収入金額の合計額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の場合は、確定申告義務はない（所法121①二、所基通121－6）。 （注）各種所得の金額の合計額に算入される一時所得の金額及び総合長期譲渡所得の金額は、それぞれ2分の1した後の金額となる（所法22②二）。
30－4 その年中に2以上の給与等（源泉徴収の対象となる給与等）の支払者から給与等の支払を受ける場合は、申告義務が生ずるとした。	30－4 給与所得者の申告不要の要件である「一の給与等の支払者から給与等の支払を受け」とは、その年中の同一時点においては二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受けることがない場合をいうのであるから、二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合であっても、同一時点で二か所に勤務しておらず、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、申告義務は生じない（所法121①一、所基通121－4）。
30－5 2か所から給与の支払を受けている者で、1か所は国内の会社からの給与200万円、もう1か所は国外の会社から直接受ける給与が15万円である場合、従たる給与が20万円以下であるため、確定申告は不要であるとした。	30－5 2か所以上から給与等の支払を受けている場合で、その給与等の全部が、源泉徴収対象のものである場合には、従たる給与等の支払者から支払を受ける金額が20万円以下であるときは、確定申告は不要とされているが、その給与が源泉徴収対象でない場合には、確定申告が必要と

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
30－6 不動産所得を有している給与所得者について、青色申告特別控除（55万円又は65万円）後の不動産所得金額が20万円以下となることから、確定申告書の提出を要しないとした。	なる（所法121①二、所基通121－5(3)）。 30－6 確定申告を要しない規定（所法121①）が適用されるか否かを判断する場合における「給与所得及び退職所得以外の所得金額」とは、所得税法及びその他法令の規定により確定申告書の提出等を要件として適用される特例等を適用しないで計算した当該所得金額をいう旨定められている（所基通121－6）ところ、事例の場合の不動産所得の金額は、確定申告等の提出を要する55万円（一定の要件を満たす場合は65万円。問11－21参照）の青色申告特別控除を適用しないで算定（10万円の青色申告特別控除額控除後）した金額が20万円超となることから、確定申告書の提出を要することとなる（措法25の2①⑥）。 なお、10万円の青色申告特別控除額を適用する場合には、確定申告書への記載等の手続き要件はないことから、控除適用後の所得金額が20万円以下となる場合には、確定申告書の提出は要しない。
30－7 給与所得者が提出した医療費控除を受けるための還付申告書（所法122）に誤りがあり、正当に計算しなおすと還付税額が発生しないので、還付申告書が撤回できるとした。	30－7 申告書に記載されたところによれば所法121の規定に該当することとなる者から提出された申告書で第3期分の税額の記載があるものについてのみ当該申告書の撤回ができる（所基通121－2）。 そうすると、事例のように還付される税額が記載されている所法122の規定に該当する確定申告書の撤回はできないこととなる。
30－8 アパートの貸付けをしている会社員が不動産所得の金額が赤字であったとして給与所得と損益通算を行い、給与所得に係る源泉所得税の還付を受けたが、不動産所得を調査したところ10万円の所得があることが判明した。この場合に、所法121《確定所得申告を要しない場合》の規定の適用があるとした。	30－8 還付申告書を提出している場合は、所法121及び所基通121－2を適用することはできないので、不動産所得を10万円とする課税処理がなされることとなる（所法121、所基通121－1(1)、121－2）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
30－9 青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を承継した相続人が青色申告の承認を受けるには、新たな事業の開始であるから、承継した事業の開始の日から2か月以内に青色申告の承認申請書を提出しなければならないとした。	30－9 既に青色申告の承認を受けている被相続人の事業の承継により、新たに事業を開始する場合、その相続人に係る青色申告の承認申請書は、相続開始を知った日（死亡の日）から4か月を経過する日（準確定申告書の提出期限）と青色申告の承認があったものとみなされる日とのいずれか早い日までに提出すればよいこととされている（所法144、147、所基通144－1）。 具体的には、次のようになる。 (1) その死亡の日が1月1日から8月31日までの場合 死亡の日から4月以内 (この場合のみなし承認は12月31日) (2) その死亡の日が9月1日から10月31日までの場合 その年の12月31日 (この場合のみなし承認は12月31日) (3) その死亡の日が11月1日から12月31日までの場合 翌年2月15日まで (この場合のみなし承認は翌年2月15日)
30－10 従前から事業的規模に至らない程度の不動産貸付業を営んでいる者が、本年7月に事業所得を生ずべき事業を開始した場合に、事業を開始した日から2月以内に青色申告承認申請書を提出したときは、本年分から青色申告が認められるとした。	30－10 所法144に規定する「新たに業務を開始した場合」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務のいずれも営んでいない者が、いずれかの業務を開始した場合をいう（所法143、144括弧書）。 したがって、事例の場合は、本年3月15日までに青色申告承認申請書を提出していない限り、本年分について青色申告によることはできない。
30－11 給与等の支払者が給与所得者等から源泉徴収した税額を納付していない場合、その給与所得者等は還付申告により還付を受けることはできないとした。★	30－11 給与の支払を受けた者の所得税の還付については、源泉徴収義務者が所得税を徴収して国に納付すべき日に、その納付があったものとみなされる（所法223）ため、支払者に徴収された源泉所得税が未納になっていても、還付を受けることができる。 一方、給与自体が未払いの場合は支払金額及び源泉徴収税額が源泉徴収票に内書され、源泉所得税が納付されるまで（給与が支払われるまで）還付が留保される（所法138②）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
30－12 未納源泉税額がある還付申告書を提出していた者が、国税の徴収権が消滅した後に、未納状態が解消されたとして、「源泉徴収税額の納付届出書」を提出して未納源泉税額に係る還付を求めてきた場合、徴収権が消滅しているため、還付することはできないとして届出書を受理しなかった。 30－13 租税条約に基づく所得税等の免除を受けるための「租税条約に関する届出書」を提出（租税条約等実施特例省令8②）しなかったため、給与収入から所得税等が源泉徴収された中国人留学生に対して、確定申告をすることにより所得税等の還付を受けることができるとした。	30－12 「源泉徴収税額の納付届出書」は、国税の徴収権が消滅した後も提出することができる（所令267①③、通法74）。 30－13 日中租税協定21条により中国人留学生のその生計、教育のために受け取る給付又は所得については、租税が免除されることとされているが、租税条約に基づく租税の軽減又は免除を受けるためには、給与等の支払日の前日までに、支払者を経由して「租税条約に関する届出書」を、その支払者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（租税条約等実施特例省令8②）。 したがって、事例の場合、源泉徴収は適法になされていることになるため、受給者が確定申告により還付を求めることはできない。 ただし、後日、「租税条約に関する届出書」及び「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を、支払者を通じて、支払者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、源泉徴収された所得税等の還付を請求することができる（租税条約等実施特例省令8③）。
【31電子申告関係】 31－1 電子申告に当たって第三者作成書類（給与所得の源泉徴収票や医療費の領収書等）の添付を省略した者に対し、内容を入力して送信していることから、給与所得の源泉徴収票や医療費の領収書等の保存は必要ないと説明した。	31－1 税務署長は、原則として確定申告期限から5年間、その入力内容の確認のために当該書類を提出又は提示させることができ、これに応じなかった場合には、確定申告書の提出に当たって当該書類の提出又は提示をしたことにはならないので、添付省略とした第三者作成書類についても保存が必要となる（国税デジタル省令5③⑤⑥）。 （注）1 平成23年12月の税制改正により増額更正期間が3年から5年に延長されたことに伴い、保存期間も5年に延長された（平成27年国税庁告示第9号）。 2 平成31年4月1日以後、過年分を含めた全ての所得税の確定申告書の提出の際、給与所得、退職所得及び公的年

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和6年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
31－2 納税者が死亡した場合の準確定申告を電子申告により行う場合、相続人全員の電子署名等が必要であるとした。	金等の源泉徴収票、上場株式配当等の支払通知書等の添付又は提示を要しないこととされている（平31改所法附則6②）。 31－2 令和2年分以後の準確定申告を電子申告により行う場合、申告データを送信する相続人以外の相続人が申告内容を確認した「準確定申告の確認書」のイメージデータとともに、申告データを送信する相続人代表の電子証明書を添付した上で送信することとなるため、相続人代表以外の電子署名等は不要である（国税デジタル省令5①二、令和元年国税庁告示第25号）。